

責任あるサプライチェーン等における 人権尊重のためのガイドライン

令和 4 年 9 月
ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省
庁施策推進・連絡会議

目次

1. はじめに	1
1.1 本ガイドライン策定の経緯・目的等	2
1.2 人権尊重の意義	4
1.3 本ガイドラインの対象企業及び人権尊重の取組の対象範囲	6
2. 企業による人権尊重の取組の全体像（総論）	6
2.1 取組の概要	6
2.1.1 人権方針（各論 3 参照）	7
2.1.2 人権 DD（各論 4 参照）	7
2.1.2.1 「人権」の範囲	8
2.1.2.2 「負の影響」の範囲	9
2.1.2.3 「ステークホルダー」	10
2.1.3 救済（各論 5 参照）	10
2.2 人権尊重の取組にあたっての考え方	11
2.2.1 経営陣によるコミットメントが極めて重要である	11
2.2.2 潜在的な負の影響はいかなる企業にも存在する	11
2.2.3 人権尊重の取組にはステークホルダーとの対話が重要である	11
2.2.4 優先順位を踏まえ順次対応していく姿勢が重要である	11
2.2.5 各企業は協力して人権尊重に取り組むことが重要である	12
3. 人権方針（各論）	13
3.1 策定に際しての留意点	13
3.2 策定後の留意点	14
4. 人権 DD（各論）	14
4.1 負の影響の特定・評価	14
4.1.1 具体的なプロセス	14
4.1.2 負の影響の特定・評価プロセスの留意点	16
4.1.2.1 継続的な影響評価	16
4.1.2.2 脆弱な立場にあるステークホルダー	17
4.1.2.3 関連情報の収集	18
4.1.2.4 紛争等の影響を受ける地域における考慮	19
4.1.3 負の影響への対応の優先順位付けの判断基準	20

4.1.3.1	優先順位付けの考え方	20
4.1.3.2	深刻度の判断基準	20
4.2	負の影響の防止・軽減	21
4.2.1	検討すべき措置の種類	21
4.2.1.1	自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合	21
4.2.1.2	自社の事業等が人権の負の影響に直接関連している場合	22
4.2.1.3	取引停止	23
4.2.2	紛争等の影響を受ける地域からの「責任ある撤退」	25
4.2.3	構造的問題への対処	26
4.3	取組の実効性の評価	27
4.3.1	評価の方法	27
4.3.2	実効性評価の社内プロセスへの組込	27
4.3.3	評価結果の活用	28
4.4	説明・情報開示	28
4.4.1	説明・開示する情報の内容	28
4.4.1.1	基本的な情報	28
4.4.1.2	負の影響への対処方法	29
4.4.2	説明・情報開示の方法	29
5.	救済（各論）	29
5.1	苦情処理メカニズム	30
5.2	国家による救済の仕組み	31

1. はじめに

グローバル化による経済発展の一方で、世界は、格差や貧困の拡大、気候変動等の環境問題の深刻化、感染症の拡大、紛争の勃発等の多くの難題に直面しており、人権侵害をめぐる問題はこれらと密接に関連している。我が国は、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的・基本的価値をより一層尊重しながら、世界の国々とともに、これらグローバルな課題の解決を図り、持続可能な経済・社会を実現していく。

人権は、全ての人々が生命と自由を確保し、幸福を追求する権利であって、人間が人間らしく生きる権利であるとともに、生まれながらに持つ権利である。そして、その保護及び実現は、国家の義務である。

1948年、基本的人権尊重の原則を定め、初めて人権保障の目標や基準を国際的に謳った世界人権宣言が国連総会において採択された。その後、2011年には、グローバル化の進展によって、企業活動が人権に及ぼす負の影響が拡大し、企業活動による人権侵害についての企業の責任に関する国際的な議論がより活発になる中で、「ビジネスと人権」における最も重要な国際的枠組の一つである「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」（以下「国連指導原則」という。）¹が国連人権理事会において全会一致で支持された²。同原則では、国家の人権保護義務・企業の人権尊重責任・救済へのアクセスという3本柱³を規定しており、国家と企業とは、相互に補完し合いながらそれぞれの役割を果たしていくことが求められている。

¹ 和訳は、https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/より閲覧できる。なお、国連指導原則が規定する企業の人権尊重責任について説明する、国際連合人権高等弁務官事務所の「人権尊重についての企業の責任-解釈の手引き-」（https://www.icclc.or.jp/human_rights/）も参考になる。

² 人権及び多国籍企業並びにその他の企業の問題に関する作業部会は、国家及び企業による国連指導原則の実施に関する最初の10年間を総括するレポート「Guiding Principles On Business And Human Rights At 10: Taking stock of the first decade」（<https://www.ohchr.org/en/documents/thematic-reports/ahrc4739-guiding-principles-business-and-human-rights-10-taking-stock>）を公表している。

³ 国家は国際人権体制のまさに中核にあるが故に、国家には保護するという義務がある。人権に関して社会がビジネスに対して持つ基礎的な期待の故に、企業には尊重する責任がある。そして細心の注意を払っても全ての侵害を防止することはできないが故に、救済への途が開かれている（国連指導原則序文第6項）。

日本政府は、国連指導原則を踏まえ、2020 年に『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020－2025）」⁴を策定・公表し、様々な取組を進めている⁵。我が国は、特にアジア諸国と共にサプライチェーンを整備し、各国と強い経済的結びつきを有する国家として、現地の状況を考慮しつつ、企業による人権尊重の取組の普及・促進に向けてリーダーシップを発揮していくことが期待されている。

同時に、日本で事業活動を行う企業は、国連指導原則の下、日本国内のみならず世界各地における自社・グループ会社及びサプライチェーン等における人権に対する負の影響に注意を払わなければならない。

日本政府は、これからも、国家としての義務を積極的に果たしていく。本ガイドラインの策定をはじめ、企業による人権尊重の取組を促進すべく、企業に対する周知・啓発活動を推進していく。また、企業が積極的に人権尊重に取り組めるよう情報の提供・助言等を行うとともに、特に国家等の関与の下で人権侵害が行われている場合には、日本政府に期待される役割を果たしていく。企業の取組を後押しする更なる方策についても検討を進めていく。このような日本政府・日本企業の取組について、各国政府、国際機関等と協力し、積極的に海外発信も行っていく。

1.1 本ガイドライン策定の経緯・目的等

前記 1 のとおり 2011 年に国連指導原則が国連人権理事会において全会一致で支持され、また、OECD（経済協力開発機構）による「OECD 多国籍企業行動指針」⁶⁷の 2011 年改訂、ILO（国際労働機関）による「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣

⁴ この行動計画は、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf> より閲覧できる。なお、2022 年 6 月、この行動計画の 1 年目の実施状況について政府報告が行われた（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr-ha/page24_001838.html）。

⁵ 例えば、経済産業省や日本貿易振興機構（ジェトロ）は、「ビジネスと人権」に関する特集ページをそれぞれ設けている（<https://www.meti.go.jp/policy/economy/business-jinken/index.html> 及び https://www.jetro.go.jp/world/scm_hrm/）。また、外務省は、「「ビジネスと人権」に関する取組事例集～「ビジネスと人権の指導原則」に基づく取組の浸透・定着に向けて～」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100230712.pdf>）を、法務省は、「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書（https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00188.html）を作成している。

⁶ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku_ho.pdf

⁷ OECD は、OECD 多国籍企業行動指針に基づき「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」（以下「OECD ガイダンス」という。）（<http://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>）を作成しており、人権 DD の検討・実施に当たって参考になる。なお、OECD は、産業分野別のガイダンスも作成しており、それらは、外務省のウェブサイト（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bhr/links.html>）や関係府省庁等のウェブサイト上で閲覧できる。

言」(以下「ILO 多国籍企業宣言」という。)⁸⁹の2017年改訂に際して、国家の人権保護義務や企業の人権尊重責任が盛り込まれた。また、G7においても、ビジネスと人権に関する国際基準に沿った行動が求められている¹⁰。日本政府も支持するこれら国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針及びILO 多国籍企業宣言が示すように、国家が人権保護義務を負うことはもちろん、企業に人権尊重責任があることも、国際的な原則である。企業は、その活動を通じて人権に負の影響を与え得ることから、国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針及びILO 多国籍企業宣言に沿って行動することが求められている。

日本政府は、前記1のとおり、2020年10月、『『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)』を策定・公表し、2021年11月には、この行動計画のフォローアップの一環として、経済産業省と外務省が共同で実施した「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」の結果を公表した。同調査では日本政府によるガイドラインの策定等への強い要望も示された。さらに、他の多くのステークホルダーからも、企業による人権尊重の取組促進に関して日本政府によるイニシアチブを期待する声が上がっていた。

日本政府は、このような状況を踏まえ、国際スタンダードを踏まえた企業による人権尊重の取組をさらに促進すべく、2022年3月、経済産業省において「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」を設置して検討を重ね、この度、本ガイドラインの策定・公表に至った¹¹。

本ガイドラインは、国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針及びILO 多国籍企業宣言をはじめとする国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本で事業活動を行う企業の実態に即して、具体的かつわかりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的として策定したものである。国際スタンダードのより深い理解のためには、本ガイドラインが基礎とする国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針及びILO 多国籍企業宣言を参照することが適当である。な

⁸ https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms_577671.pdf

⁹ ILO は、企業が ILO 多国籍企業宣言等の国際労働基準等について相談することができる、「ビジネスのためのヘルプデスク」を開設している (<https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/lang--ja/index.htm>)。また、国際労働基準上の原則により整合した事業展開をサポートする視点で資料等を公開している (<https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/tools-resources/lang--ja/index.htm>)。

¹⁰ 直近では、2021 年 G7 貿易大臣会合 (<https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022008/20211022008.html>) や 2022 年 G7 労働大臣会合 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200566_00003.html) において、関連文書が採択された。

¹¹ 本ガイドラインの付属資料として、末尾に本ガイドラインの Q&A に加え、人権に関連する企業向けの海外法制の概要をまとめた資料「海外法制の概要」を掲載している。

お、国際スタンダードの今後の発展等に応じて、本ガイドラインも見直していくこととする。

本ガイドラインの策定に併せて、主に企業の実務担当者に対して、人権尊重の取組の内容をより具体的かつ実務的な形で示すための資料を経済産業省が作成・公表することを予定しており、本ガイドラインと併せて参照されたい。

1.2 人権尊重の意義

国連指導原則が示すとおり、事業活動を行う主体として、企業には、人権を尊重する責任がある。企業の人権尊重責任は、企業が他者への人権侵害を回避し、企業が関与した人権への負の影響¹²に対処すべきことを意味し、企業の規模、業種、活動状況、所有者、組織構成に関係なく、全ての企業にある。

企業による人権尊重の取組は、論ずるまでもなく、企業活動における人権への負の影響の防止・軽減・救済を目的とするべきである。その上で、企業が人権尊重責任を果たし続けることの結果として、持続可能な経済・社会の実現に寄与するとともに、例えば以下のように、社会からの信用の維持・獲得や企業価値の維持・向上に繋げることもできる。

まず、人権尊重への取組は、企業が直面する経営リスクを抑制することに繋がる。具体的には、例えば、人権侵害を理由とした製品・サービスの不買運動、投資先としての評価の降格、投資候補先からの除外・投資引き揚げの検討対象化等のリスクが抑制され得る。また、大企業のみならず、中小企業にとっても、人権侵害を理由に取引先から取引を停止される可能性は重大な経営リスクである。

現在、欧州を中心として人権尊重に向けた取組を企業に義務付ける国内法の導入が進む¹³ほか、米国等で強制労働を理由とする輸入差止を含む人権侵害に関連する法規制¹⁴が強化されている。直接にこれら法令の適用を受ける企業はもちろん、適用を受けない企業も、適用を受ける企業からの要請を通じ人権尊重の取組の更なる強化が求められつつある。人権尊重の取組を進めることは、これら法令への対応の更なる強化や、グローバル・ビジネスにおける予見可能性の向上にも繋がる。

¹² 明示的に特定して記載していない限り、本ガイドラインにおいて、「負の影響」は、実際に生じている負の影響及び潜在的に生じ得る負の影響の双方を含む。

¹³ 例えば、フランス、ドイツ、オランダ等においては、人権 DD の実施等を一定の企業に義務付ける法律が制定されている。また、EU においては、2022 年 2 月、人権 DD の実施等を一定の企業に義務付けること等を内容とするコーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令案が公表された。これらの概要は、「海外法制の概要」に記載している。

¹⁴ 例えば、米国の 1930 年関税法第 307 条やウイグル強制労働防止法が挙げられる。これらの概要は、「海外法制の概要」に記載している。

また、企業がその人権尊重責任を果たすことの結果として、企業は、企業経営の視点からプラスの影響を享受することが可能となる。例えば、人権尊重の取組を実施し適切に開示していくことで、企業のブランドイメージの向上や、投資先としての評価の向上、取引先との関係性の向上、新規取引先の開拓、優秀な人材の獲得・定着等に繋がり、国内外における競争力や企業価値の向上が期待できる。

このように、人権尊重に向けた取組は、企業がその責任を果たすという点だけでなく、その結果として、経営リスクの抑制や企業価値の向上という視点でも企業にとって大きな意義を持つ。

既に、多くの日本企業は、ESG¹⁵を意識した企業経営や SDGs¹⁶の達成に向けた取組を行うとともに、自社・グループ会社だけでなく、特にアジア諸国のサプライヤーを含む関係企業と協力して、労働者の技能開発や、労働安全衛生の向上、建設的な労使関係の構築¹⁷に取り組み、信頼関係を築いてきている¹⁸。このようなディーセント・ワーク¹⁹や建設的な労使関係等の取組は、国際スタンダードの求める負の影響の防止・軽減・救済に資するものであり、日本企業がサプライチェーンを通じて深く結びつくアジア地域等にも展開され、これら地域の社会的・経済的な進歩に貢献しており、日本企業の持つ強みといえる。日本企業が構築してきた信頼関係を土台に、サプライヤーを含む関係企業と共に人権尊重の取組を実施・強化していくことは、強靱で包摂的な国際競争力のあるサプライチェーン構築にも繋がる。

¹⁵ ESG とは、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）の略語であり、例えば、ESG 投資（従来の財務情報だけでなく ESG の要素も考慮した投資）という用語が使われる。国連環境計画・金融イニシアチブ（UNEP FI）及び国連グローバル・コンパクトと連携した投資家イニシアチブの責任投資原則（<https://www.unpri.org/download?ac=14736>）は、「責任投資」（ESG 要因を投資決定やアクティブ・オーナーシップに組み込むための戦略および慣行）を提唱し、ESG 要因のうち Social（社会）の例として、現代奴隷制や児童労働等を挙げている。

¹⁶ SDGs とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略語であり、2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402.pdf>）に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。なお、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、パラグラフ 19 において人権尊重に、パラグラフ 67 において国連指導原則に言及している。

¹⁷ 例えば、一部の企業では、自社の労働組合及び国際産業別労働組合組織とグローバル枠組み協定（多国籍企業の行動に関する国際的な労使協定）を作成し、ILO の基本条約の遵守といった公約を協定という形で広く社会に宣言するとともに、その公約の達成に取り組むことも行われている。

¹⁸ 例えば、自社の従業員だけでなく、取引先の従業員や地域住民等の経済的に困窮した状況にある人々や失業者にも広く職業訓練・教育を提供し、より良い雇用機会の創出に貢献しながら、同時に、そうした取組が優秀な人材の確保にも繋がった例もある。

¹⁹ ILO の定義によると、「ディーセント・ワーク」とは、働きがいのある人間らしい仕事、より具体的には、自由、公平、安全と人間としての尊厳を条件とした、全ての人のための生産的な仕事を指す。なお、ディーセント・ワークについては、ILO 駐日事務所のウェブサイト（<https://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/decent-work/lang-ja/index.htm>）が参考になる。

1.3 本ガイドラインの対象企業及び人権尊重の取組の対象範囲

本ガイドラインは法的拘束力を有するものではないが、企業の規模、業種等にかかわらず、日本で事業活動を行う全ての企業（個人事業主を含む。以下同じ。）は、国際スタンダードに基づく本ガイドラインに則り、国内外における自社・グループ会社、サプライヤー等（サプライチェーン上の企業及びその他のビジネス上の関係先をいい、直接の取引先に限られない。以下同じ。）の人権尊重の取組に最大限努めるべきである²⁰。

本ガイドラインにおいて、「サプライチェーン」とは、自社の製品・サービスの原材料や資源、設備やソフトウェアの調達・確保等に関する「上流」と自社の製品・サービスの販売・消費・廃棄等に関する「下流」を意味するものとする。

また、「その他のビジネス上の関係先」は、サプライチェーン上の企業以外の企業であって、自社の事業・製品・サービスと関連する他企業を指す。具体的には、例えば、企業の投融資先や合併企業の共同出資者、設備の保守点検や警備サービスを提供する事業者等が挙げられる。

このように、「サプライヤー等」は広範に及ぶが、企業がその「サプライヤー等」に対して持つ影響力の度合いは、様々な要因によって異なる。企業は、この点も踏まえて、人権尊重責任を果たしていくことが求められる。

2. 企業による人権尊重の取組の全体像（総論）

2.1 取組の概要

企業は、その人権尊重責任を果たすため、人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンス（以下「人権DD」という。）の実施、自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合における救済²¹が求められている。その全体像の概要は下図のとおりである。

²⁰ 後記 2.2.4 のとおり、企業は、国連指導原則が対応を求める「負の影響」の全てについて直ちに取り組むことが困難である場合には、負の影響の深刻度が高いものから優先して対応していくことになる。

²¹ 後記 5 の通り、自社の事業・製品・サービスが負の影響と直接関連しているのみの場合は、その企業は、救済の役割を担うことはあっても、救済を実施することまでは求められていない。ただし、こうした場合であっても、後記 4.2.1.2 のとおり、企業は、負の影響を引き起こし又は助長した他企業に働きかけることにより、その負の影響を防止・軽減するよう努めるべきであることに留意が必要である。

人権方針 (各論 3)	人権尊重責任に関するコミットメント (約束) の表明 (国連指導原則 16・各論 3)		ステークホルダーとの対話 ²²
人権 DD (各論 4) (国連指導原則 17)	負の影響の特定・評価 (国連指導原則 18・各論 4.1)		
	負の影響の防止・軽減 (国連指導原則 19・各論 4.2)		
	取組の実効性の評価 (国連指導原則 20・各論 4.3)		
	説明・情報開示 (国連指導原則 21・各論 4.4)		
救済 (各論 5)	負の影響への対応 (国連指導原則 22・各論 5)		

2.1.1 人権方針 (各論 3 参照)

人権方針は、企業が、その人権尊重責任を果たすという企業によるコミットメント (約束) を企業の内外のステークホルダーに向けて明確に示すものである。

2.1.2 人権 DD (各論 4 参照)

人権 DD は、企業が、自社・グループ会社及びサプライヤー等における人権 (後記 2.1.2.1) への負の影響 (後記 2.1.2.2) を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為を指す。

そして、人権 DD は、その性質上、人権侵害が存在しないという結果を担保するものではなく、ステークホルダー (後記 2.1.2.3) との対話を重ねながら、人権への負の影響を防止・軽減するための継続的なプロセスである。

²² 国際スタンダードで求められる「ステークホルダー・エンゲージメント」は、企業とステークホルダーとの間の意思の疎通及び対話の持続的なプロセスを指すものであるが、本ガイドラインでは、「ステークホルダーとの対話」と表記している。

2.1.2.1 「人権」の範囲

本ガイドラインにおいて、企業が尊重すべき「人権」とは、国際的に認められた人権をいう²³。国際的に認められた人権には、少なくとも、国際人権章典²⁴で表明されたものの、及び、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」に挙げられた基本的権利に関する原則²⁵が含まれる。

具体的には、企業は、例えば、強制労働²⁶や児童労働²⁷に服さない自由、結社の自由、団体交渉権、雇用及び職業における差別からの自由、居住移転の自由、人種、障害の有無、宗教、社会的出身、性別・ジェンダーによる差別からの自由等への影響について検討する必要がある。一般論としては、人権の保護が弱い国・地域におけるサプライヤー等においては、人権への負の影響の深刻度が高いと言われる強制労働や児童労働等には特に留意が必要であり、優先的な対応をすることも考えられる。

また、国際的に認められた人権であるかどうかにかかわらず、各国の法令で認められた権利や自由を侵害してはならず、法令を遵守しなければならないことは当然であることに留意が必要である。

他方で、各国の法令を遵守していても、人権尊重責任を十分に果たしているといえるとは限らず、法令遵守と人権尊重責任とは、必ずしも同一ではない。特に、ある国の法

²³ 日本国内において日本国憲法が保障する人権が尊重されるべきことは当然である。

²⁴ 国際人権章典とは、「世界人権宣言」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html)、並びに、これを条約化した主要文書である「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_001.html)、及び、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_001.html)を指す。なお、国際的に認められた人権は、国際的な議論の発展等によって拡大し得る。例えば、2022年7月、国連総会において、「クリーンで健康的で持続可能な環境に対する人権」決議が採択されたが、一部の国は、「クリーンで健康的で持続可能な環境に対する人権」は権利として確立していない旨を主張しており、人権の範囲については様々な議論が継続している。

²⁵ 結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認、あらゆる形態の強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業における差別の排除、安全で健康的な作業環境を指す。なお、安全で健康的な作業環境は、2022年6月のILO総会における決議より追加された。これらの詳細については、ILO駐日事務所のウェブサイト(https://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/WCMS_246572/lang--ja/index.htm)が参考になる。

²⁶ ILOは、「強制労働」とは、ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ、その者が自ら任意に申し出たものではない一切の労務を指すとしている(https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/about/WCMS_449451/lang--ja/index.htm)。また、ILOは、強制労働を疑う11の指標を公表している(https://www.ilo.org/global/topics/forced-labour/publications/WCMS_203832/lang--en/index.htm)。

²⁷ 児童労働は、最低就業年齢に満たない児童による労働を指す。具体的な年齢は、各国法により定められるものの、ILO「就業が認められるための最低年齢に関する条約」(第138号)は、一定の例外を除き、義務教育が終了する年齢及び15歳を下回ってはならないとする。また、ILO「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」(第182号)は、18歳未満の児童による「最悪の形態の児童労働」(児童の健康、安全もしくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務を含む。)を禁止している。詳細は、ILO駐日事務所のウェブサイト(https://www.ilo.org/tokyo/areas-of-work/WCMS_239915/lang--ja/index.htm)が参考になる。

令やその執行によって国際的に認められた人権が適切に保護されていない場合においては、国際的に認められた人権を可能な限り最大限尊重する方法を追求する必要がある²⁸。

2.1.2.2 「負の影響」の範囲

本ガイドラインにおいて、「負の影響」には、下表の 3 類型がある。すなわち、企業は、自ら引き起こしたり（cause）、又は、直接・間接に助長したり（contribute）²⁹した負の影響にとどまらず、自社の事業・製品・サービスと直接関連する（directly linked）人権への負の影響についてまでを、人権 DD の対象とする必要がある³⁰。

また、実際に生じている負の影響だけでなく、潜在的な負の影響も人権 DD の対象となる。人権への負の影響が実際に生じると、その被害の回復は容易ではなく、不可能な場合もあることから、事前に負の影響を予防すること、そして、実際に負の影響が生じてしまった場合にはその再発を予防することが重要である。

負の影響の類型	例
企業がその活動を通じて負の影響を引き起こす（cause） ³¹ 場合	自社工場の作業員を適切な安全装備なしで危険な労働環境において労働させる場合 自社工場からの化学物質の流出が地域の飲料水を汚染する場合
企業がその活動を通じて一直接に、又は外部機関（政府、企業その他）を通じて一負の影響を助長する（contribute） ³² 場合	過去の取引実績から考えると実現不可能なリードタイム（発注から納品までに必要な時間）であることを知りながら、そのリードタイムを設定してサプライヤーに対して納品を依頼した結果、そのサプライヤーの従業員が極度の長時間労働を強いられる場合 企業が、投資先企業が保有する工場における廃水処理のための高額な設備の導入が地域の飲料水の汚染を防止するために必要であると認識しているにもかかわらず、その企業が導入案に反対することで、投資先企業の工場による排水がその地域の飲料水を汚染する場合
企業は、負の影響を引き起こさず、助長もしていないものの、取引関係によって事業・製品・サー	小売業者が衣料品の刺繍を委託したところ、受託者であるサプライヤーが、小売業者との契約上の義務に違反して、児童に刺繍を作成させている業者に再委託する場合 事業活動のためにある企業への貸付を行ったが、その企業が自社との合意に違反し、地域住民を強制的に立ち退かせる場合

²⁸ 国連指導原則 23 参照。

²⁹ この場合において加担の問題が生じ得る。適用される法令によっては、当事者による侵害行為への加担という法的責任が生じる可能性もある。

³⁰ 本ガイドラインにおいて企業に取組を求めている「負の影響」は、国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針及び ILO 多国籍企業宣言等の国際スタンダードにおいて従来から企業による取組が求められているものである。

³¹ 「引き起こす」とは、企業の活動がそれだけで負の影響をもたらすのに十分である場合を指す。

³² 「助長する」とは、①企業の活動が他の企業の活動と合わさって負の影響を引き起こす場合、及び、②企業の活動が、他の企業に負の影響を引き起こさせ、又は、他の企業が負の影響を引き起こすことを促進し若しくは動機付ける場合をいう。

負の影響の類型	例
ビスが人権への負の影響に直接関連する（directly linked） ³³ 場合	

2.1.2.3 「ステークホルダー」

「ステークホルダー」とは、企業の活動により影響を受ける又はその可能性のある利害関係者（個人又は集団）を指す。

ステークホルダーの例としては、例えば、取引先、自社・グループ会社及び取引先の従業員、労働組合・労働者代表、消費者のほか、市民団体等の NGO、業界団体、人権擁護者³⁴、周辺住民、先住民族、投資家・株主、国や地方自治体等が考えられる。

企業は、その具体的な事業活動に関連して、影響を受け又は受け得る利害関係者（ステークホルダー）を特定する必要がある。

例：海外で土地開発事業を行う企業にとって、その企業が取得しようとしている土地に現地住民が居住していたり生計のためにその土地を使用したりしている場合、その現地住民はステークホルダーに当たる。また、その土地を直接使用していなくても、その開発事業が負の影響を与え得る周辺住民は、ステークホルダーに当たる。

2.1.3 救済（各論 5 参照）

救済とは、人権への負の影響を軽減・回復すること及びそのためのプロセスを指す。後記 5 のとおり、企業による救済が求められるのは、自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合であるが、企業の事業・製品・サービスが人権への負の影響と直接関連するのみであっても、企業は、負の影響を引き起こし又は助長している他企業に対して、影響力を行使³⁵するように努めることが求められる。

³³ 「直接関連する」の関連性は、他の企業を介する、負の影響と企業の事業・製品・サービスとの関係により定義される。「直接関連する」かどうかは、「直接調達」といった直接の契約関係として定義されるものではない。

³⁴ 人権擁護者（human rights defender）とは、個人で又は他者とともに、人権を促進し又は保護するために平和的な方法で行動する人々を指す。人権擁護者の具体例としては、住民の土地が企業により違法に収奪されたことについて正当に問題提起をする現地の弁護士等が挙げられる。人権及び多国籍企業並びにその他の企業の問題に関する作業部会のレポート「The UN Guiding Principles on Business and Human Rights: guidance on ensuring respect for human rights defenders」（https://www.ohchr.org/sites/default/files/2022-02/Formatted-version-of-the-guidance-EN_0.pdf）によれば、世界的には、人権擁護者が、人権への負の影響について懸念を表明することを理由に、攻撃や脅威に晒されることがあり、近時、この傾向が強くなっているとも指摘されている。企業は、根拠のない法的手段を採って人権擁護者を不当な危険に晒したり、人権擁護者を脅す手段として当局に報告したりしてはならないことに留意すべきである。

³⁵ 影響力の行使に当たっては、競争法（日本においては独占禁止法や下請法等）に抵触することがないように留意する必要がある。以下同じ。

2.2 人権尊重の取組にあたっての考え方

2.2.1 経営陣によるコミットメントが極めて重要である

人権尊重の取組は、採用、調達、製造、販売等を含む企業活動全般において実施されるべきであるから、人権尊重責任を十分に果たすためには、全社的な関与が必要になる。したがって、企業トップを含む経営陣が、人権尊重の取組を実施していくことについてコミットメント（約束）するとともに、積極的・主体的に継続して取り組むことが極めて重要である。

2.2.2 潜在的な負の影響はいかなる企業にも存在する

いかなる企業においても、人権への潜在的な負の影響は常に存在し、人権尊重への取組を行っても全てを解消することは困難である。このため、各企業は、潜在的な負の影響の存在を前提に、いかにそれらを特定し、防止・軽減するか検討すること、また、その取組を説明していくことが重要である。

負の影響を正確に特定するには、後記 2.2.3 のステークホルダーとの対話や後記 5.1 の苦情処理メカニズムが有用である。

2.2.3 人権尊重の取組にはステークホルダーとの対話が重要である

ステークホルダーとの対話は、企業が、そのプロセスを通じて、負の影響の実態やその原因を理解し、負の影響への対処方法の改善を容易にするとともに、ステークホルダーとの信頼関係の構築を促進するものであり、人権 DD を含む人権尊重の取組全体にわたって実施することが重要である³⁶。

本ガイドラインにおいては、それぞれの項目でステークホルダーとの対話について具体的な取組方法やその例について言及している。なお、ステークホルダーは、前記 2.1.2.3 のとおり、取引先や労働組合・労働者代表等の様々な主体を含む。

2.2.4 優先順位を踏まえ順次対応していく姿勢が重要である

企業には、国連指導原則をはじめとする国際スタンダードを踏まえ、□自社・グループ会社及びサプライヤー等に対して、□国際的に認められた人権について、□企業が引き起こし又は助長する負の影響だけでなく、自社の事業・製品・サービスと直接関連する負の影響も含めて、人権尊重の取組を実施していくことがその最終目標として求められている。

³⁶ ILO 多国籍企業宣言 11 項を踏まえると、企業は、事業活動を行う国における確立した一般政策目標を十分考慮し、その国の開発の優先度や社会的目標との調和を図るべきであり、その観点から、その国の政府及び労使団体と対話すべきことになる。これにより、企業は、受入国において信頼関係を構築し、社会的・経済的な進歩への貢献に向けて積極的役割を果たすことができる。

しかし、多くの企業にとって、人的・経済的リソースの制約等を踏まえると、全ての取組を直ちに行うことは困難である。

そこで、企業は、人権尊重の取組の最終目標を認識しながら、まず、より深刻度の高い人権への負の影響から優先して取り組むべきである。深刻度及び蓋然性を考慮した上で³⁷優先順位の高い負の影響が複数存在する場合には、まず、自社及び直接契約関係にある取引先³⁸において、自社が引き起こし又は助長している負の影響に優先的に対応することも考えられるが、その場合には、間接的な取引先や自社の事業等と直接関連するのみの負の影響へと対応を広げていく必要がある³⁹。

人権尊重の取組に唯一の正解はなく、各企業は、自らの状況等を踏まえて適切な取組を検討する必要がある。このことは、優先順位付けに限らず、人権尊重の取組全般において重要な姿勢である。

2.2.5 各企業は協力して人権尊重に取り組むことが重要である

前記 1.3 のとおり、全ての企業には、その規模や業種等にかかわらず、人権尊重責任があるが、それぞれの企業が人権尊重に取り組む際に、自社のサプライヤー等に対して一定の取組を要求することも想定される。

その際、企業は、直接契約関係にある企業に対して、その先のビジネス上の関係先における人権尊重の取組全てを委ねるのではなく、共に協力して人権尊重に取り組むことが重要である。

例：人権尊重に向けた取組の優良事例を共有するための自社・グループ会社向けワークショップにサプライヤーも招待する。

例：取引先と定期的に取組を強化すべき人権課題等についての意見交換会を開催し、両者の間に共通理解を形成した上で、それぞれの企業における人権尊重の取組に活用する。

例：国際スタンダードに基づく人権尊重の取組を実施してきたことを踏まえ、その取組が十分に行えていない取引先に対して、その参考になる取組方法や取組の好事例を紹介する。

なお、企業が、製品やサービスを発注するに当たり、その契約上の立場を利用して取引先に対し一方的に過大な負担を負わせる形で人権尊重の取組を要求した場合、下請法

³⁷ 後記 4.1.3 のとおり、深刻度が同等に高い潜在的な負の影響が複数存在する場合には、まず、蓋然性の高いものから対応することが合理的である。

³⁸ 実質的にみて直接契約関係にあるといえる取引先も含む。

³⁹ 優先度の高い負の影響が複数存在する場合における優先順位の考え方の一例であり、必ずしも他の考え方を排斥するものではない。

や独占禁止法に抵触する可能性がある⁴⁰。人権尊重の取組を取引先に要請する企業は、個別具体的な事情を踏まえながらも、取引先と十分な情報・意見交換を行い、その理解や納得を得られるように努める必要がある。

3. 人権方針（各論）

企業は、その人権尊重責任を果たすという企業によるコミットメント（約束）を、下表の5つの要件を満たす人権方針⁴¹を通じて、企業の内外に向けて表明すべきである。経営陣の承認を経た企業によるコミットメント（約束）は、企業の行動を決定する明瞭かつ包括的な方針となるものであり、極めて重要である。

①	企業のトップを含む経営陣で承認されていること
②	企業内外の専門的な情報・知見 ⁴² を参照した上で作成されていること
③	従業員、取引先、及び企業の事業、製品又はサービスに直接関わる他の関係者に対する人権尊重への企業の期待が明記されていること
④	一般に公開されており、全ての従業員、取引先及び他の関係者 ⁴³ にむけて社内外にわたり周知されていること
⑤	企業全体に人権方針を定着させるために必要な事業方針及び手続 ⁴⁴ に、人権方針が反映されていること

3.1 策定に際しての留意点

事業の種類や規模等は各企業によって様々であり、負の影響が生じ得る人権の種類や、想定される負の影響の深刻度等も各企業によって異なる。そこで、人権方針の策定に当たっては、まずは、自社が影響を与える可能性のある人権を把握する必要がある。

そして、こうした検討に当たっては、社内の各部門（例：営業、人事、法務・コンプライアンス、調達、製造、経営企画、研究開発）から知見を収集することに加えて、自社業界や調達する原料・調達国の事情等に精通したステークホルダー（例：労働組合・労働者代表、NGO、使用者団体、業界団体）との対話・協議を行うことによって、より実態を反映した人権方針の策定が期待される。

例：人権方針を策定する前に、負の影響を受け得るステークホルダーが誰で、自社の事業にどのように関係して存在しているかを把握する。そして、社内の問題事例等の

⁴⁰ 日本国内において親事業者と下請事業者の間の望ましい取引関係の構築を図る観点からは、中小企業庁がそのホームページに掲載する下請適正取引等の推進のための各種ガイドライン（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>）が参考になる。

⁴¹ 人権方針という名称の単独の文書である必要は必ずしもなく、実質的に人権方針の要件を満たす文書でもよいが、人権方針に相当するものであることが対外的に明確な文書であることが望ましい。

⁴² 「専門的な情報・知見」には、例えば、専門家からの助言のほか、信頼できる資料の確認も含まれる。

⁴³ 「その他の関係者」には、例えば、自社の事業に直接関係する組織、投資家、重大な人権への負の影響のリスクを伴う事業における影響を受ける可能性のあるステークホルダーが含まれる。

⁴⁴ 「事業方針及び手続」には、例えば、行動指針や調達指針が含まれる。

情報収集を行うとともに、労働組合との対話や「ビジネスと人権」分野に精通した専門家との協議を実施し、自社グループ事業で重要と思われる人権課題を列举して整理する。その上で、リスクが高いと特定される部分については、その専門家の意見も聞き、その知見を反映させる。

人権方針は、人権を尊重するための取組全体について企業としての基本的な考え方を示すものであり、企業の経営理念とも密接に関わるものである。各企業が自社の経営理念を踏まえた固有の⁴⁵人権方針を策定することによって、人権方針と経営理念との一貫性を担保し、人権方針を社内に定着させることに繋がる。

3.2 策定後の留意点

人権方針は策定・公表することで終わりではない。企業全体に人権方針を定着させ、その活動の中で人権方針を具体的に実践していくことが求められる。このためには、人権方針を社内に周知し⁴⁶、行動指針や調達指針等の人権方針の内容を反映することなどが重要である。また、人権 DD の結果等を踏まえ必要に応じて人権方針を改定することもある有用である。

4. 人権 DD（各論）

4.1 負の影響の特定・評価

人権 DD の第一歩は、企業が関与している、又は、関与し得る人権への負の影響を特定し、評価することである。特定・評価に当たっては、従業員、労働組合・労働者代表⁴⁷、市民団体、人権擁護者、周辺住民等のステークホルダーとの対話が有益である。

4.1.1 具体的なプロセス

具体的な負の影響の特定・評価プロセスは、以下のとおりである。特定・評価の前提として、自社製品・サービスの追跡可能性を確保するべく、自社のサプライヤー等について把握しておく必要がある。

⁴⁵ 例えば、同業他社の人権方針を形式的な調整を行うのみでそのまま自社の人権方針として策定することなどは適切ではない。

⁴⁶ 例えば、自社の従業員に対して、「公開」とは別に「周知」のための行動（例：研修の実施）をとることが適切と考えられる。ただし、必ずしも全ての場合において、「公開」とは別に「周知」のための手続が必要となるわけではない。

⁴⁷ ILO 多国籍企業宣言 10 項(e)によれば、「多国籍企業宣言の目的を達成するため、この（人権への負の影響の特定・評価の）過程では、結社の自由と団体交渉及び継続的な過程としての労使関係と社会対話が果たす中心的な役割に配慮すべきである。」とされている。

(a) リスクが重大な事業領域の特定⁴⁸

人権への負の影響が生じる可能性が高く、リスクが重大であると考えられる事業領域を特定する。そして、この事業領域の特定に当たっては、下表⁴⁹のリスク要素を考慮することが考えられる。

リスク	概要	参考資料 ⁵⁰
セクターのリスク	そのセクターの特徴、活動、製品及び製造工程に起因するものとして、そのセクター内で世界的に広くみられるリスク	【セクター・製品のリスク】 “Human Rights Guidance Tool for the Financial Sector” (UNEP FI) ⁵¹ 「OECD 衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」(OECD) ⁵²
製品・サービスのリスク	特定の製品・サービスの開発又は利用において使われる原材料等又は開発・製造工程に関連するリスク	「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス 第三版」(OECD) ⁵³ “Practical actions for companies to identify and address the worst forms of child labour in mineral supply chains” (OECD) ⁵⁴
地域リスク	セクターのリスクをさらに高めると考えられる特定の国の状況。例えば、ガバナンス（例：監督機関の強さ、法の支配、汚職の程度）、社会経済状況（例：貧困率及び就学率、特定の人口の脆弱性及び差別）等	「責任ある農業サプライチェーンのための OECD-FAO ガイダンス」(OECD/FAO) ⁵⁵ 「責任ある企業融資と証券引受のためのデュー・ディリジェンス OECD 多国籍企業行動指針を実施する 銀行等のための主な考慮事項」(OECD) ⁵⁶ “OECD Due Diligence Guidance for Meaningful Stakeholder Engagement in the Extractive Sector” (OECD) ⁵⁷
企業固有のリスク	特定の企業に関連するものである。例えば、貧弱なガバナンス、人権尊重に関する過去の不十分な行動状況等	【地域リスク】 “Ending child labour, forced labour and human trafficking in global supply chains” (ILO 等) ⁵⁸

⁴⁸ 事業領域が限られた企業、特に小規模な企業は、この事業領域の特定を省略することも可能と考えられる。

⁴⁹ OECD ガイダンスの Q20 等を参照して作成している。

⁵⁰ 本表には、人権への負の影響のリスクが重大であると考えられる事業領域を検討するに当たって参考にし得る、国際機関の主な資料を掲載している。これらの資料は、それぞれ作成された背景や目的が異なり、また、必ずしも日本社会や日本企業に着目したものではないことから、これらの資料のみに依拠するのではなく、日本又は各社固有の状況に応じた検討が必要になる。また、国際機関の資料以外にも、様々な資料が公開されており、必要に応じてそれらも参照できる。

⁵¹ <https://www.unepfi.org/humanrightstoolkit/index.php>

⁵² https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/pdf/JP_OECD-Due-Diligence-Guidance-Garment-Footwear.pdf

⁵³ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100057444.pdf>

⁵⁴ <https://mneguidelines.oecd.org/Practical-actions-for-worst-forms-of-child-labour-mining-sector.pdf>

⁵⁵ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100100155.pdf>

⁵⁶ http://www.env.go.jp/policy/JP_Due-Diligence-for-Responsible-Corporate-Lending-and-Securities-Underwriting.pdf

⁵⁷ <https://www.oecd.org/publications/oecd-due-diligence-guidance-for-meaningful-stakeholder-engagement-in-the-extractive-sector-9789264252462-en.htm>

⁵⁸ https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---ipec/documents/publication/wcms_716930.pdf

リスク	概要	参考資料 ⁵⁰
		“Children’s Rights and Business Atlas (UNICEF 等)” ⁵⁹ 「国・地域リスト」(OHCHR) ⁶⁰

(b) 負の影響の発生過程の特定

自社のビジネスの各工程において、人権への負の影響がどのように発生するか（誰がどのような人権について負の影響を受けるか）を具体的に特定していく。前記(a)においてリスクが重大な事業領域を特定している場合には、その事業領域から特定を行っていく。

(c) 負の影響と企業の関わりの評価

適切な対応方法を決定するために、人権への負の影響と企業の関わりを評価する。特に、自社が負の影響を引き起こしたか（引き起こす可能性があるか）、負の影響を助長したか（助長する可能性があるか）、又は、負の影響が自社の事業・製品・サービスと直接関連しているか（直接関連する可能性があるか）について評価する。

(d) 優先順位付け

特定・評価された人権への負の影響の全てについて直ちに対処することが難しい場合には、対応の優先順位を検討する。詳細は、後記 4.1.3 のとおりである。

4.1.2 負の影響の特定・評価プロセスの留意点

4.1.2.1 継続的な影響評価

人権の状況は常に変化するため、人権への影響評価は、定期的に繰り返し、かつ徐々に掘り下げながら行うべきである。このような定期的な評価に加えて、例えば以下のような場合にも、影響評価を実施すべきである（非定期の影響評価）⁶¹。

- (a) 新たな事業活動を行おうとし又は新たな取引関係に入ろうとする場合
- (b) 事業における重要な決定又は変更（例：市場への参入、新製品の発売、方針変更、又は事業の大幅な変更）を行おうとする場合

⁵⁹ <https://www.childrensrightsatlas.org/country-data/workplace/>

⁶⁰ <https://www.ohchr.org/en/countries>

⁶¹ 非定期の影響評価として、いわゆる M&A（企業の合併・買収）を行うような場合にも影響評価を実施すべきであるが、M&A の文脈における、一回的な取引に係る各種リスクを把握するために行われるデュー・ディリジェンスとは異なり、人権 DD は、定期・非定期の影響評価を通じて、継続的に実施されるべきものである。なお、定期的な影響評価と非定期の影響評価とで、同じ影響評価手法を採用しなければならないというわけではない。

(c) 事業環境の変化（例：社会不安の高まりによる治安の悪化）が生じていたり予見されたりする場合

影響評価においては、後記 5.1 のとおり、苦情処理メカニズムを通じて得られた情報も役立てることができる。

また、様々な視点から自社が負の影響に関係していないかを検討すべきであり、例えば、サプライヤーから調達する製品・サービスの価格が不当に廉価ではないかという視点にも留意する必要がある。

このように継続して影響評価を実施することにより、各社が取り組む負の影響の優先度は、当然に見直されることになる。また、影響評価の結果は、その負の影響の防止・軽減のみならず、事業活動における様々な意思決定全般において考慮されることが望ましい。

例：自社工場の従業員に対して、人権への負の影響（例：危険な作業環境下での労働）が生じていないか定期的にアンケート・ヒアリング等を行う。その際、従業員が自らの回答を使用者に見せることなく提出することができるよう配慮する。

例：サプライヤーに対して CSR 調達方針の説明会を実施するとともに、年1回の自己評価アンケートへの回答を依頼し、その結果を踏まえてサプライチェーンにおける人権や環境といった項目のリスクについて調査を実施する。その際、自己評価アンケートをサプライヤーに適切に理解してもらい、また、サプライヤーからの（形式的なものでなく）実質的な回答の提出を受けるべく、自己評価アンケートの実施に当たりサプライヤーとの対話の機会を持つ。

例：現地住民の土地収用を伴う事業について融資を実施する場合には、現地における人権や環境への負の影響の調査の実施を含め、その事業が現地住民に与える可能性のある負の影響を特定・評価する。

例：サプライヤーから、「児童労働を排除するために、一般的な市場価格よりも不当に安い現状の納入価格を値上げさせてほしい」と言われたため、サプライヤーの物資調達先を確認したところ、児童労働が懸念される地域であることが分かり、値上げを受け入れる。

4.1.2.2 脆弱な立場にあるステークホルダー

人権への負の影響の評価に当たっては、脆弱な立場に置かれ得る個人、すなわち、社会的に弱い立場に置かれ又は排除されるリスクが高くなり得る集団や民族に属する個人への潜在的な負の影響に特別な注意を払うべきである⁶²。そうした個人はより深刻な負の影響を受けやすいからである。

⁶² 国連指導原則 18 参照。

個別具体的に検討する必要があるものの、例えば、外国人、女性⁶³や子ども⁶⁴、障害者、先住民族⁶⁵、民族的又は種族的、宗教的、及び言語的少数者は、脆弱な立場に置かれることが多い。これらの属性は重複することがあり（例：外国人の女性）、その場合には脆弱性がさらに強まり得ることに留意が必要である⁶⁶。

これらの視点は、負の影響の特定・評価に限らず、人権尊重の取組全体にわたって重要である。

例：技能実習生を含む外国人や女性に対して、脆弱な立場の従業員における人権課題一般（例：外国人や女性であることのみを理由とした賃金差別）や、新型コロナウイルス影響下での労働環境の変化等について、ヒアリング等の調査を実施し、特定された課題に対応する。また、調査に当たっては、対象者にとってコミュニケーションが容易な言語を用いる。

例：先住民族の人権に負の影響を与え得る事業（例：先住民族の転住が必要な土地開発事業）に融資する場合には、融資予定先による負の影響の防止・軽減施策を確認するとともに、社内の専門部署が実地調査を行う。

4.1.2.3 関連情報の収集

企業は、負の影響の特定・評価の前提となる関連情報を収集する必要がある⁶⁷。その方法としては、例えば、ステークホルダーとの対話（例：労働組合・労働者代表、NGO 等との協議）、苦情処理メカニズムの利用や、現地取引先の調査（例：労働環境の現地調査、労働者・使用者等へのインタビュー）、書面調査（例：現地取引先に対する質問票の送付、契約書等の内部資料や公開情報の調査⁶⁸）が挙げられる。

⁶³ 女性と男性とでは異なるリスクがあり得るということにも留意すべきである。また、女性の脆弱性等を理解するに当たっては、2010 年 3 月に、国連と企業の自主的な盟約の枠組みである国連グローバル・コンパクトと国連婦人開発基金（現 UN Women）が共同で作成した 7 原則である、「女性のエンパワーメント原則」が参考になる（https://www.gender.go.jp/international/int_un_kaigi/int_weeps/index.html）。企業は、ジェンダー平等の視点も踏まえて人権 DD を実施することが重要である。

⁶⁴ 子どもの脆弱性等を理解するに当たっては、ユニセフが国連グローバル・コンパクト、セーブ・ザ・チルドレンとともに策定した「子どもの権利とビジネス原則」が参考になる（<https://www.unicef.org/jp/csr/principle/>）。

⁶⁵ 2007 年に国連で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」は、先住民族の転住に当たっては、関係する先住民族の自由で事前の情報に基づく合意（FPIC：Free, Prior and Informed Consent）が必要であると言及している。

⁶⁶ 例えば、ジェンダーの視点について、人権及び多国籍企業並びにその他の企業の問題に関する作業部会のレポート「Gender dimensions of the Guiding Principles on Business and Human Rights」（<https://digitallibrary.un.org/record/3822962>）が参考になる。

⁶⁷ 関連情報の収集及び提供等に当たっては、例えば、適用される個人情報保護法令や契約上の守秘義務に違反しないように留意する必要がある。

⁶⁸ 特に公的機関や国際機関の提供する情報が有益である。

どのような方法が適切かは、収集する情報の種類等を踏まえて判断される。例えば、企業が人権への負の影響を正確に理解するためには、潜在的に負の影響を受けるステークホルダーと直接対話することに努めるべきである⁶⁹。

例：NGO との対話を通して、資材の調達候補先において、資材に係る先住民族の土地の収奪等の行為に関する情報を確認する。

例：人権侵害の発生事例データベースをもとに、一般的に人権への負の影響（例：強制労働・児童労働）が発生しやすいセクターや地域を抽出し、自社のサプライヤー等における状況を確認する。

4.1.2.4 紛争等の影響を受ける地域における考慮

武力紛争が生じている地域や犯罪者集団による広範な暴力又は深刻な危害が人々に及ぼされている地域等⁷⁰においては、以下のような点に留意が必要である。

- (a) 従業員等のステークホルダーが人権への深刻な負の影響を被る可能性が高い。例えば、紛争等時に性的・ジェンダーに基づく暴力のリスクは特に頻発する。
- (b) 地域に影響を与える力を持ち、人権侵害を行う可能性が高い紛争等の当事者自身が、その地域において様々な活動に関与していることから、自社の事業活動と紛争等の当事者の活動が密接に関連しているかどうかの判断がより困難になり、その結果、通常どおり企業活動を行っていても意図せず紛争等に加担してしまう可能性が高まる。
- (c) 後記 4.2.2 のとおり企業が紛争等の影響を受ける地域から撤退するに際しても特別な配慮が必要となる。

このような固有の事情が存在する地域においては、高いリスクに応じた人権 DD（以下「強化された人権 DD」という。）⁷¹を実施すべきである。

⁶⁹ そのような対話が可能ではない状況においては、信頼できる独立した専門家との対話等、適切な代替策を考えるべきである。

⁷⁰ 企業は、どのような場所で事業を行うにしても、域外の民事請求等の潜在的な企業の法的責任の幅が拡大していることを踏まえ、重大な人権侵害を引き起こす又は助長することのリスクを、法的責任を生じさせる可能性のある問題として扱うべきであり、このことは、紛争等の影響を受ける地域において特に留意すべきである。

⁷¹ 強化された人権 DD は、例えば、企業が事業を行う紛争等の影響を受ける地域の状況についての理解を深め、紛争等を助長する潜在的な要因等を特定することを通して、事業活動が人権への負の影響を与えないようにするだけでなく、紛争等の影響を受ける地域における暴力を助長しないようにする取組を指す。強化された人権 DD において、企業にとっては、サプライヤー等が過去又は現在の紛争等に関係しているかどうかを理解することが極めて重要である。強化された人権 DD に関する資料として、人権及び多国籍企業並びにその他の企業の問題に関する作業部会のレポート“Business, human rights and conflict-affected regions: towards heightened action” (<https://www.ohchr.org/en/documents/thematic-reports/report-business-human-right-and-conflict-affected-regions-towards>) や、国連開発計画の“Heightened Human Rights Due Diligence for Business in Conflict-Affected Contexts: A Guide” (<https://www.undp.org/publications/heightened-human-rights-due-diligence-business-conflict-affected-contexts-guide>) が挙げられる。

例：紛争等の影響を受ける地域において現地企業と合弁事業を実施していたが、強化された人権 DD を実施した結果、その現地企業が、広範に市民に対して武力を行使して人権侵害を行っている反政府組織と密接な関係にあり、合弁事業の収益がその反政府組織による人権侵害行為の大きな資金源になっていることが判明したため、撤退によるステークホルダーへの影響を十分に考慮・検討した上で、合弁事業を解消する。

例：紛争等の影響を受ける地域において現地企業と共同で情報サービスを提供していたところ、紛争等の当事者が現地企業に対して、その事業によって得られた情報の提供を強制したことを受け、強化された人権 DD を実施し、自社の事業における人権への負の影響について改めて評価を行う。

4.1.3 負の影響への対応の優先順位付けの判断基準

4.1.3.1 優先順位付けの考え方

前記 4.1.1 のとおり、特定された負の影響の全てについて、直ちに対処することが困難である場合には、対応の優先順位付けを行う必要がある⁷²。

対応の優先順位は、人権への負の影響の深刻度により判断され、深刻度の高いものから対応することが求められる⁷³。同等に深刻度の高い潜在的な負の影響が複数存在する場合には、まず、蓋然性の高いものから対応することが合理的である⁷⁴。

なお、優先順位は、状況の変化に応じて変わり得るものであり、そのため、前記 4.1.2.1 に定める継続的な影響評価を行うことが重要になる。

4.1.3.2 深刻度の判断基準

深刻度は、人権への負の影響の規模、範囲、救済困難度という 3 つの基準（下表参照）を踏まえて判断される⁷⁵。言い換えれば、深刻度は、人権への負の影響の程度を基準として判断され、企業経営に与え得る負の影響（経営リスク）の大小を基準として判断されない。

基準	意味	考慮事項の例
①規模	人権に対する負の影響の重大性	・侵害の性質や背景 ・侵害の態様 ・被害者の状況
②範囲	負の影響の及ぶ範囲	・負の影響を受ける人々の人数 ・負の影響を受けるグループやコミュニティの大きさ

⁷² そのような場合であっても、中長期的には、優先順位の低い負の影響についても対応していくことが最終目標として求められている。

⁷³ 国連指導原則 24 参照。

⁷⁴ 蓋然性が低いとしても、その低さは深刻度の評価を下げるものではなく、深刻度の高い負の影響については、優先度が高いものとして対応を求められる。もっとも、蓋然性が認められない、抽象的な可能性にとどまる潜在的な負の影響については、そもそも防止・軽減すべき負の影響として検討しないことも許容されると考えられる。

⁷⁵ 深刻度の判断に当たっては、国連開発計画の「Training Facilitation Guide: Human Rights Due Diligence」(<https://www.undp.org/publications/human-rights-due-diligence-training-facilitation-guide>) も参考になる。

基準	意味	考慮事項の例
□救済困難度 ⁷⁶	負の影響が生じる前と同等の状態に回復することの困難性	・負の影響からの救済が可能である程度（例えば、補償又は被害回復による救済が想定される） ・負の影響が生じる前と同等の状態に回復するために求められる行動の迅速性の程度

4.2 負の影響の防止・軽減

企業は、人権尊重責任を果たすため、企業活動による人権への負の影響を引き起こしたり助長したりすることを回避し、負の影響を防止・軽減することが求められる。また、企業がその影響を引き起こし又は助長していなくても、取引関係によって企業の事業、製品又はサービスに直接関連する人権への負の影響については、防止・軽減に努めることが求められる。

企業は、特定・評価された負の影響の防止・軽減について、経営陣の最終責任の下で、責任部署・責任者を明確にした上で、適切に取り組む必要がある。

4.2.1 検討すべき措置の種類

4.2.1.1 自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合

企業は、引き起こし又は助長している人権への負の影響について、例えば以下のような方法で、負の影響を防止・軽減するための措置をとるべきである。

- 負の影響を引き起こしたり助長したりする活動を確実に停止するとともに（例：有害物質を使用しないために製品設計を変更）、将来同様の負の影響を引き起こしたり助長したりする活動を防止する。
- 事業上、契約上又は法的な理由により、負の影響を引き起こしたり助長したりする活動を直ちに停止することが難しい場合は、その活動の停止に向けた工程表を作成し、段階的にその活動を停止する。

また、企業が実施すべき適切な措置を検討するに当たっては、ステークホルダーとの対話を行うことが期待される。

例：法律によって明示的に禁止されているにもかかわらず、自社内において、技能実習生の旅券（パスポート）を保管したり、技能実習生との間でその貯蓄金を管理する契約を締結していたりしたことが発覚したため、社内の他部門はもちろん、サプライヤーに対しても、そうした取扱いの有無を確認するとともに、それらが違法であることを周知し、取りやめを求める。

例：調達活動における具体的な業務手順（例：サプライヤーの生産設備や生産能力に基づく発注計画をサプライヤーと協議しながら立案すること、事前に合意した数量・納期で発注しサプライヤーの同意なしに数量や納期の変更をしないこと）を調達方針に明記し、調達関連部門の従業員に対して定期的にトレーニングを実施する。

例：自社の製品の新規販売予定先について、人権侵害を行っていたとの報道があるため、使途を確認した結果、自社の製品がその販売予定先において人権侵害に用いられ

⁷⁶ OECD ガイダンスでは「是正不能性」と表記されている。

る蓋然性があることが判明したことから、その販売予定先に自社の製品を販売することを取りやめる。

例えば、他企業が引き起こしている負の影響を自社が助長している場合には、自社による措置ではその負の影響を完全に解消することは難しいものの、負の影響を助長する自社の活動を停止した後に、さらに、残存した負の影響を最大限軽減するよう、関係者に働きかけを行うなど、可能な限り自身の影響力を行使するべきである。

例：取引先工場の廃水が湖を汚染し周辺住民に健康被害が生じたが、その汚染原因は自社がその取引先に販売した化学物質を取引先工場が他の化学物質と併用したことで発生した有害物質によるものであったことを受け、その取引先に対して、自社が販売した化学物質を取引先工場が使用する際の留意事項を説明しそれに従うよう要請して、その取引先が有害物質を発生させないように働きかける。

4.2.1.2 自社の事業等が人権の負の影響に直接関連している場合

自社が引き起こしたり、又は、助長したりしていないが、自社の事業・製品・サービスと直接関連する人権への負の影響が生じている場合には、企業は、その負の影響そのものに対処できないとしても、状況に応じて、負の影響を引き起こし又は助長している企業に対して、例えば以下のように、影響力を行使し、若しくは、影響力がない場合には影響力を確保・強化し、又は、支援を行うことにより、その負の影響を防止・軽減するように努めるべきである。

【影響力の行使・強化の例】

例：児童労働が発覚したサプライヤーに対して、雇用記録の確認や、児童がサプライヤーにおいて雇用された原因の分析を行い、その結果を踏まえて、更に徹底した本人確認書類のチェック等の児童の雇用を防ぐための適切な管理体制の構築を要請する。また、貧困故に就労せざるを得なかったその児童に就学環境改善支援を行っているNGOに協力する。

例：海外サプライヤーの工場における実地調査により、現地国の労働法に違反する過度の長時間労働が常態化していたことが確認されたことから、そのサプライヤーに対して、生産や納品のための期間が適切に与えられていることを確認した上で、深刻な懸念を表明するとともに、法令違反の状況を直ちに改善するように要請する。

例：新規の取引に当たっては、外部調査会社を起用して調査を実施し、取引予定の相手方が自社の調達基本方針に合致していることを確認したうえで、その相手方における人権尊重の取組を担保するための条項を含む契約を締結する。

例：業界において大きなシェアを持つサプライヤーから原料の調達を行う複数の企業が、そのサプライヤーに対して人権に関する共通の要件を設定し、それら調達企業間で共有して影響力の強化に努める。そして、その要件に関わる懸念事項が確認された場合には、競争法に十分配慮した上で、それら調達企業が強化された影響力を共同で行使し、そのサプライヤーが有効な負の影響の防止・軽減措置を実施するよう促す。

【支援の例】

例：サプライヤーに対して、サプライヤー行動規範の内容に基づくアセスメント（自己評価）を依頼し、提出された回答の評価を行う。そのうえで、評価が低かった項目についてサプライヤーとコミュニケーションを取り、一緒に改善していく方法について協議する。

例：サプライヤーが、人権への潜在的な負の影響を防止・軽減するための取組を実施するに当たっては、一定の条件の下で継続的な調達を約束すること等を通じて支援を行う。

4.2.1.3 取引停止

取引停止は、自社と人権への負の影響との関連性を解消するものの、負の影響それ自体を解消するものではなく、むしろ、負の影響への注視の目が行き届きにくくなったり、取引停止に伴い相手企業の経営状況が悪化して従業員の雇用が失われる可能性があったりするなど、人権への負の影響がさらに深刻になる可能性もある。

このため、人権への負の影響が生じている又は生じ得る場合、直ちにビジネス上の関係を停止するのではなく、まずは、サプライヤー等との関係を維持しながら負の影響を防止・軽減するよう努めるべきである。したがって、取引停止は、最後の手段として検討され、適切と考えられる場合に限って実施されるべきである⁷⁷。

他方で、そもそも取引停止が適切でない場合があることはもちろん、適切であるとしても不可能又は実務上困難と考えられる場合⁷⁸もある。取引を停止する場合、取引を継続する場合、いずれも、人権への負の影響の深刻度については考慮されなければならない、下表のような責任ある対応が期待される。

取引停止の有無	責任ある対応の例
取引を停止する場合	・ 取引停止の段階的な手順を事前に取引先との間で明確にしておく ・ 取引停止決定を基礎づけた人権への負の影響について、取引先が適切に対応できるよう情報を提供する ・ 可能であれば、取引先に対して取引停止に関する十分な予告期間を設ける
取引を継続する場合	・ 取引先の状況を継続的に確認する ・ 定期的に取引を継続することの妥当性について見直す ・ 取引維持の決定がいかに自社の人権方針と一致するものであるか、負の影響を軽減するために影響力を行使する試みとして何が行われているか、取引先の状況を今後どのように確認し続けるかを説明する

例：サプライヤーが、技能実習生に技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約の締結を強要したり、旅券（パスポート）を取り上げたりしている不適切な状況が確認されたことから、そのサプライヤーに対して事実の確認や改善報告を求めたが、十分な改善が認められなかったため、実習先変更や転籍支援を行う監理団体に対して連携・情報提供するとともに、そのサプライヤーからの今後の調達を行わないこととする。

⁷⁷ 取引停止を検討することが考えられる例としては、負の影響の防止や軽減の試みが何度も失敗した場合、負の影響が解消不能な場合、改善する合理的な見込みがない場合が考えられる。

⁷⁸ 例えば、契約期間が契約上又は実務上の要因によって拘束されている場合や取引先が極めて重要である場合が考えられる。

例：海外サプライヤーの工場における実地調査により、現地国の労働法に違反する過度の長時間労働が常態化していたことが確認されたことから、そのサプライヤーに対して、生産や納品のための期間が適切に与えられていることを確認した上で、深刻な懸念を表明するとともに、法令違反の状況を直ちに改善するように要請する。また、再三の要請にもかかわらず同様の法令違反が繰り返され、慎重に検討した上でなお適切な場合には、取引を停止する⁷⁹。

例：海外の融資先企業が強制労働や児童労働といった人権への負の影響を引き起こしていることが確認された場合には、その負の影響を引き起こしている行為の停止及び再発防止を求めるとともに、一定期間経過してもなお対応がなされない場合には、融資停止によるステークホルダーへの負の影響の有無・内容について十分に考慮した上で、融資契約期間満了後の新規の貸付けを行わないこととする。

（国家等の関与の下で人権侵害が行われている地域での事業活動）

国家等の関与の下で人権侵害が行われる場合、その地域の拠点の事業活動が納税等を通じて国家等による人権侵害の資金源となる懸念が生じ得るが、納税等と人権侵害との関連性の有無・強弱を判断することは容易ではない。このため、その地域の拠点の事業活動を行っていることのみをもって、直ちに人権侵害に関係したことはならず、事業活動の即時停止又は終了が求められるわけではない。他方で、関連性について慎重に検討することが必要であり⁸⁰、その結果に応じて、事業停止や終了という判断に至ることも十分に考えられる。

（自社の製品の生産過程等で国家等の関与の下での人権侵害が疑われる場合）

自社の製品・サービスの生産・供給過程において、国家等の関与の下で人権侵害が行われている疑義が生じる場合もある。この疑義について、国家等の関与により関係者からの協力が得られず、その実態を確認できない、あるいは、実態が確認できた場合であっても国家等の介入があるため企業の力では人権への負の影響を防止・軽減できないといった場合には、取引停止も検討する必要がある。なお、企業として取引停止が必要と判断したものの、取引停止による違約金等が生じる場合には、契約の解除のための手順を踏むことも考えられる。

例：国際機関等において、国家が関与した少数民族への人権侵害疑惑が提起されている地域において、これら少数民族による強制労働を利用していない旨、現地の工場を利用している取引先に証明書を求めたが、十分に根拠のある証拠の提示を受けられ

⁷⁹ 現地国の労働法等の法令違反を理由とする解除条項のほか、人権尊重の取組に関する契約上の義務違反を理由とする解除条項を取引先との契約において規定しておくことが考えられる。例えば、取引先に対して自社の調達指針を遵守する義務を課した上で、その義務の不履行が確認された場合には改善措置の実施を要求できることとし、その要求にもかかわらず調達指針を取引先が遵守しない場合には、契約を解除することができる旨を規定することが考えられる。ただし、解除のための契約上の要件の内容にかかわらず、取引停止（契約解除）が最後の手段として検討されるものであることに留意が必要である。

⁸⁰ 紛争等の影響を受ける地域と同様に、強化された人権 DD を実施すべきである。

ず、現地視察の受け入れも拒否され、改善の見込みがないため、最終手段として、その取引先との取引を停止する。

日本政府は、企業が積極的に人権尊重に取り組めるよう情報の提供・助言等を行っていく。また、上記いずれの場合においても、前述のとおり、取引停止をすべきと判断しても、それが不可能又は実務上困難と考えられる場合もある⁷⁸。

4.2.2 紛争等の影響を受ける地域からの「責任ある撤退」

一般に、紛争等の影響を受ける地域においては、急激な情勢の悪化等により、企業が突如として撤退せざるを得なくなるケースがあるが、新規参入や買収等により撤退企業を代替する企業が登場しないことも十分に想定され、消費者が生活に必要な製品・サービスを手に入できなかったり、撤退企業から解雇された労働者が新たな職を得ることが一層難しくなったりすることが考えられる⁸¹。

このため、企業は、こうした地域において事業活動の停止や終了を判断する場合、強化された人権 DD を実施し、通常の場合以上に、慎重な責任ある判断が必要である。もちろん、企業が、その従業員等の安全を確保するため、一時的に操業停止し従業員を避難させたり、場合によっては早期に撤退したりすることが必要なケースも考えられるが、可能な限り、撤退によって影響を受けるステークホルダーに生じる可能性のある人権への負の影響について考慮し、撤退の是非等について判断する必要がある。また、その判断はステークホルダーに適切に説明できることが望ましい。

このため、紛争等が生じる可能性がある場合には、事前に撤退計画を検討しておくことが大切である。そうしておくことで、人権への負の影響の特定・評価や、その緩和策の検討を行うことができ、撤退をするとしても、ステークホルダーへの負の影響を可能な限り緩和した責任ある形で撤退することが可能になる。緩和策としては、例えば、従業員と安全上の懸念について対話を行いその結果を踏まえて対応策を講じること、危機が続く間は従業員が継続して収入を得られるようにすることなどが考えられる。

企業が紛争等の可能性を事前に予測することには限界があり、そうした予測ができない場合においても、例えば反政府組織の活発化や一般市民への暴力行為の増加等、紛争等の端緒が確認された場合には、撤退によるステークホルダーへの負の影響を検討・考慮しながら、速やかにリスク分析を行い、撤退計画の検討等の準備を始めることが期待される。

例：紛争等の影響を受ける地域において、現地住民への電力供給を支える事業を行っていることから、紛争等の発生後も引き続き操業を続けるための方策を探求したもの

⁸¹ こうした状況に加え、紛争等の影響を受ける地域においては、職を失った労働者が生活を維持することが難しくなって武装勢力に加わったり、また、医療や社会インフラが損害を受けたりするなど、現地住民を取り巻く状況が脆弱になりやすい。こうした事態は、紛争等の影響を受ける地域において人権への負の影響をより深刻にする背景事情として重要である。

の、それが難しいことが判明し、契約に基づき事業継続が義務付けられている期間の経過後の撤退を決定した場合には、速やかに関係者に通知し、また、撤退までは電力供給に影響を与えないよう事業を運営する。

例：現地企業と合弁事業を実施していたが、その現地企業が、広範に市民に対して武力を行使して人権侵害を行い始めた反政府組織と密接な関係にあり、合弁事業の収益がその反政府組織による人権侵害行為の大きな資金源になっていることが判明したため、撤退によるステークホルダーへの影響を十分に考慮・検討した上で、合弁事業を解消する。

本項記載のような場合における「責任ある撤退」の検討に際しては、日本政府や国際機関、日本貿易振興機構（ジェトロ）等に情報提供や相談の機会を求めることが有用である。

4.2.3 構造的問題への対処

構造的問題とは、企業による制御可能な範囲を超える社会問題等により広範に見られる問題でありながら、企業の事業又はサプライチェーン内部における負の影響のリスクを増大させているものをいう。例えば、児童労働のリスクを増大させる就学難及び高い貧困率、外国人、女性、マイノリティー集団に対する差別等がある。

企業は、社会レベルの構造的問題の解決に責任を負うわけではないが、企業による問題への取組が、人権への負の影響を防止・軽減する上で有効な場合もあり、可能な限り、企業においても取組を進めることが期待される。具体的には、個社での取組ももちろんであるが、例えば、複数の業界が協働して取組を行うことや、国際機関や NGO 等による支援事業に参加することも考えられる。

企業は、構造的問題が生じている状況を利用したり助長したりすることのないように留意するとともに、個社や業界団体等での取組と並行して、構造的問題が生じている状況においても責任をもって事業を継続できるか否かについて検討しておくべきである。

日本政府としては、各国政府、国際機関等と協力し、社会レベルの構造的問題について、解決に向けて努力していく。

例：技能実習生を受け入れている企業は、悪質な仲介業者が介在していないかや不適正な費用を技能実習生が負担していないか等を、監理団体と連携しながら技能実習生本人や現地の送出機関に対して確認する。特に、ベトナム社会主義共和国から技能実習生を受け入れている企業は、日本政府がベトナム政府との間で合意した技能実習生等の送り出しに関するプラットフォームの運用が開始された際には、送出機関が同プラットフォームを活用することを促す。

例：海外で広く児童労働の問題が顕在化している製品について、その児童労働の原因が現地の社会経済情勢にもあることを踏まえ、その製品の責任あるサプライチェーンを目指す団体に加盟し、その活動の一つとして、現地の人々の収入状況を改善し、また、学校に通えない児童が通学できるようにするための活動を行う。

4.3 取組の実効性の評価

企業は、自社が人権への負の影響の特定・評価や防止・軽減等に効果的に対応してきたかどうかを評価し、その結果に基づいて継続的な改善を進める必要がある。

4.3.1 評価の方法

評価に当たっては、その前提として情報を広く集める必要がある。例えば、自社内の各種データ（苦情処理メカニズムにより得られた情報を含む）のほか、負の影響を受けた又はその可能性のあるステークホルダーを含む、企業内外のステークホルダーから情報を収集することである。

その具体的な方法は、企業の事業環境や規模、対象となる負の影響の類型や深刻度等を考慮して選択される。具体例としては、自社従業員やサプライヤー等へのヒアリング、質問票の活用、自社・サプライヤー等の工場等を含む現場への訪問、監査や第三者による調査等がある。

様々な情報を取り入れることで、より客観的かつ正確に実態を評価できるようになる。

例：自社の従業員に対して、特定した潜在的な負の影響を防止・軽減するための取組（例：労働安全衛生状況の改善・職場における差別排除）を実施し、その取組の実施前と実施後の状況をそれぞれ評価し、その取組による効果を測定する。

例：人権尊重の取組について、取引先の工場による自己評価の結果の提供を受けるとともに、第三者機関による現地実査（従業員、労働組合・労働者代表、経営陣等へのインタビュー、労働安全衛生状況の確認）を実施し、同機関の報告内容を評価する。さらに、その回答を踏まえて各サプライヤーの取組状況を把握するとともに、取組が不十分であると考えられるサプライヤーに対しては、その改善計画の確認等を実施する。

また、人権尊重の取組は、適切に数値化して評価することが困難な場合も多く想定されるため、実効性の評価は、質的・量的の両側面から適切な指標に基づき行われるべきである。そうした指標としては、例えば、負の影響を受けたステークホルダーのうち負の影響が適切に対処されたと感じているステークホルダーの比率や、特定された負の影響が再発した比率等が挙げられる。

4.3.2 実効性評価の社内プロセスへの組込

企業は、実効性の評価手続に関連する社内プロセスに組み込むべきである。これによって、人権尊重の取組を企業に定着させることにも繋がる。

関連する社内プロセスとして、例えば、環境や安全衛生の視点から従前実施していた監査や現地訪問といった手続きに、人権の視点を取り込むことが考えられる。

例：内部監査部門による定期的な内部監査の際には、人権への負の影響（例：職場における人種や性別・ジェンダーを理由とする不当な差別）を改善するために自社が行ってきた取組の効果についても、監査対象項目として盛り込む。

例：サプライヤー等に対して、環境や労働安全衛生に加え、人権に関する項目も対象とした担当部署による調査を定期的を実施する。そして、調査結果を過去の結果と比較・分析し、負の影響が有効に対処されているかをその担当部署で検討するとともに、重要事項は取締役会等に付議・報告する。

4.3.3 評価結果の活用

企業は、評価結果を活用することで、企業が実施した対応策が人権への負の影響の防止・軽減に効果があったか、また、より効果のある対応策があるかを検討することができる。

それらの対応策に効果がない又はその効果が不十分との評価結果が得られた場合、評価の過程で得られた各種情報を分析することで、効果が得られなかった理由を把握することができる。これは、人権尊重の取組を改善していくために有用である。

4.4 説明・情報開示

企業は、自身が人権を尊重する責任を果たしていることを説明することができなければならない。企業が人権侵害の主張に直面した場合、中でも負の影響を受けるステークホルダーから懸念を表明された場合は特に、その企業が講じた措置を説明することができることは不可欠である。

人権尊重の取組について情報を開示していくことは、仮に人権侵害の存在が特定された場合であっても、企業価値を減殺するものではなく、むしろ改善意欲があり透明性の高い企業として企業価値の向上に寄与するものであり、また、ステークホルダーから評価されるべきものでもあり、企業による積極的な取組が期待される。

各企業が実際に行う情報開示の内容や範囲は、それぞれの状況に応じて、各社の判断に委ねられる⁸²。なお、人権 DD では、不断の改善プロセスを踏んでいることが重要であり、どのようなプロセスを踏んだかを開示していくことが重要である。

4.4.1 説明・開示する情報の内容

4.4.1.1 基本的な情報

企業が自身の人権への負の影響に取り組む上での人権 DD に関する基本的な情報を伝えることが何よりもまず重要である。例えば、以下の情報が挙げられる。

⁸² 株式会社東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」(<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008jdy-att/nlsgeu000005lnul.pdf>) は、2021 年 6 月の改訂に当たって、「原則 2-3」において上場会社が適切な対応を行うべきと規定する「社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題」に、人権の尊重も含むことを明記した（補充原則 2-3①）。また、同コードの「基本原則 3」及び同原則の「考え方」は、上場会社に対して、ガバナンスや社会・環境課題に関する事項（いわゆる ESG 要素）を含む非財務情報についても、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきであるとしている。

人権方針を企業全体に定着させるために講じた措置、特定した重大リスク領域、特定した（優先した）重大な負の影響又はリスク、優先順位付けの基準、リスクの防止・軽減のための対応に関する情報、実効性評価に関する情報

4.4.1.2 負の影響への対処方法

人権への重大な負の影響を引き起こすリスクがある場合は、その負の影響への対処方法について、説明すべきであり、その内容は、関与した特定の人権への影響事例への企業の対応が適切であったかどうかを評価するのに十分な情報であるべきである。ただし、そうした情報提供に当たっては、影響を受けたステークホルダーの個人情報や、サプライヤー等の機密情報等を守るよう留意が必要である。

4.4.2 説明・情報開示の方法

各企業は、想定する受け手が入手しやすい方法により、情報提供を行うことが求められる。

- (a) 情報を一般に公開する際には、例えば、企業のホームページ上で記載したり、統合報告書、サステナビリティ報告書や CSR 報告書、人権報告書を作成して開示したりする例がある。こうした情報提供は、定期でも非定期でもよいが、1 年に 1 回以上であることが望ましい。
- (b) 特に負の影響を受ける又は受けたステークホルダーに対して情報を提供する際には、オンライン形式を含む面談等を行うことが考えられる。

5. 救済（各論）

企業は、自社が人権への負の影響を引き起こし、又は、助長していることが明らかになった場合、救済を実施し、又は、救済の実施に協力すべきである。

他方で、自社の事業・製品・サービスが負の影響と直接関連しているのみの場合は、その企業は、救済の役割を担うことはあっても、救済を実施することまでは求められていない。ただし、こうした場合であっても、前記 4.2.1.2 のとおり、企業は、負の影響を引き起こし又は助長した他企業に働きかけることにより、その負の影響を防止・軽減するよう努めるべきであることに留意が必要である。

適切な救済の種類又は組み合わせは、負の影響の性質や影響が及んだ範囲により異なり、人権への負の影響を受けたステークホルダーの視点から適切な救済が提供されるべきである。具体例としては、謝罪、原状回復、金銭的又は非金銭的な補償のほか、再発防止プロセスの構築・表明、サプライヤー等に対する再発防止の要請等が挙げられる。

例：自社において、技能実習生との合意に基づかない家賃や光熱水費の天引きが行われていたり、夜間労働に係る割増賃金の支払いが適切に行われていなかったりしたことが発覚したことを受け、天引きについて丁寧な説明を実施した上で技能実習生の自由意思に基づく承諾を得るとともに、未払金を即座に支払う。

例：自社において性別・ジェンダーを理由とした差別が行われているとの苦情が寄せられたことから、自社の労働組合に依頼して、自社における差別に関する懸念につい

て情報提供を受けるとともに、労使間の対話を通して、差別が今後生じないための予防策を検討・実施する。

例：自社において従業員の作業環境について調査をするに当たっては、自社の労働組合にも帯同してもらうことで、より従業員の視点を意識して負の影響を特定し、その結果を基に改善策を検討する。

例：自社の海外のサプライヤーが、労働組合の結成を認めず、仲裁機関が結成を認めるべきと判断を示したにもかかわらず、仲裁判断に従わない場合において、そのサプライヤーの従業員から相談を受けた自社が、そのサプライヤーに対して、仲裁機関の判断に従うよう促す。

救済の仕組みには、後記 5.1 及び 5.2 のとおり、大きく分けて、企業を含む国家以外の主体によるものと国家によるものがある。企業及びステークホルダーは、それぞれの仕組みの特徴を踏まえて、個別具体的な場面に応じて、適切な仕組みを選択して利用することになる。

5.1 苦情処理メカニズム

苦情への対処が早期になされ、直接救済を可能とするために、企業は、企業とそのステークホルダーに関わる苦情や紛争に取り組む一連の仕組みである苦情処理メカニズムを確立するか、又は、業界団体等が設置する苦情処理メカニズムに参加することを通じて、人権尊重責任の重要な要素である救済を可能にするべきである。

個人や集団は、苦情処理メカニズムを通じて、企業から受ける負の影響について、懸念を表明したり、苦情を申し立てたりすることができ、また、救済を求めることができる。企業にとっては、苦情処理メカニズムを通じて得た情報や意見を、人権への負の影響の特定や、負の影響への対応に役立てることができる。

例：企業が、国内外のサプライヤーの従業員も使用できるホットラインを設置していたところ、海外に所在する特定のサプライヤーにおいて、職場での特定の人権侵害に関する相談が多かったことを踏まえ、そのサプライヤーの経営陣への注意喚起、苦情処理委員会の設置を要請する。

苦情処理メカニズムは、利用者が苦情処理メカニズムの存在を認識し、信頼し、利用することができる場合に初めてその目的を達成することができるものである。したがって、苦情処理メカニズムとしては、以下の要件を満たすべきである⁸³。

正当性	苦情処理メカニズムが公正に運営され、そのメカニズムを利用することが見込まれるステークホルダーから信頼を得ていること。
利用可能性	苦情処理メカニズムの利用が見込まれる全てのステークホルダーに周知され、例えば使用言語や識字能力、報復への恐れ ⁸⁴ 等の観点からその利用に支障がある者には適切な支援が提供されていること。

⁸³ 国連指導原則 31 に基づいている。

⁸⁴ 利用者は、苦情処理メカニズムを利用したことを理由とするいかなる不利益も受けるべきではない。

予測可能性	苦情処理の段階に応じて目安となる所要時間が明示された、明確で周知された手続が提供され、手続の種類や結果、履行の監視方法が明確であること。
公平性	苦情申立人が、公正に、十分な情報を提供された状態で、敬意を払われながら苦情処理メカニズムに参加するために必要な情報源、助言や専門知識に、合理的なアクセスが確保されるよう努めていること。
透明性	苦情申立人に手続の経過について十分な説明をし、かつ、手続の実効性について信頼を得て、問題となっている公共の関心に応えるために十分な情報を提供すること。
権利適合性	苦情処理メカニズムの結果と救済の双方が、国際的に認められた人権の考え方と適合していることを確保すること。
持続的な学習源	苦情処理メカニズムを改善し、将来の苦情や人権侵害を予防するための教訓を得るために関連措置を活用すること。
対話に基づくこと	苦情処理メカニズムの制度設計や成果について、そのメカニズムを利用することが見込まれるステークホルダーと協議し、苦情に対処して解決するための手段としての対話に焦点を当てること。

例：自社だけでなく、直接・間接のサプライヤーの従業員も利用することができる苦情処理メカニズムを設置する。
例：外国人労働者が、自身が受けた人権侵害について第三者に相談できる、スマートフォンのアプリケーション（多言語で利用可能）を他企業と共同で開発する。

5.2 国家による救済の仕組み

前記 5.1 のとおり、企業は、自ら苦情処理メカニズムを設置するか、又はこれに参加するべきであるが、同時に、国家も救済の仕組みを設けている。

具体的には、例えば、司法的手続としては裁判所による裁判が、非司法手続としては、厚生労働省の個別労働紛争解決制度や OECD 多国籍企業行動指針に基づき外務省・厚生労働省・経済産業省の三者で構成する連絡窓口（National Contact Point）⁸⁵、法務局における人権相談及び調査救済手続、外国人技能実習機構における母国語相談等が存在する⁸⁶。

以上

⁸⁵ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>

⁸⁶ 連絡窓口に自社に関係する案件の正当な申立が行われた場合には、企業は、問題解決の手段の一つとして連絡窓口を通じた対応も真摯に検討するべきである。

No.	Q	A
1.	「企業の規模、業種等にかかわらず、日本で事業活動を行う全ての企業は、…人権尊重の取組に最大限努めるべき」（本ガイドライン 1.3）のことであるが、当社は国際的な事業を行っていないにもかかわらず、「ビジネスと人権」に関する国際スタンダードに則り人権尊重の取組を行う必要があるか。あるとすればそれはなぜか。	本ガイドラインは、日本で事業活動を行う全ての企業を対象としており、国際的な事業を行っていない企業でもある。 各国政府とともに日本政府が支持する国連指導原則等が示すとおり、企業には人権尊重責任があり、企業が尊重すべき人権には、国際的な事業に限られず、自社内や国内事業におけるステークホルダーの人権も含まれる。したがって、例えば自社の直接の取引先が全て国内企業であり、国際的な事業を行っていない企業であっても、国際スタンダードに則った人権尊重の取組に最大限努めるべきである。 なお、企業は、海外企業と直接の取引がなくても、間接的には何らかの形で、サプライチェーンを通じて繋がっていると考えられる。そのため、取引先から人権尊重の取組を求められることが増えており、こうした要請に適切に応えていくためにも、国連指導原則をはじめとする国際スタンダードに則った取組の実施に努めるべきである。
2.	本ガイドラインは、自社・グループ会社における人権尊重の取組も求めていることに関し（本ガイドライン 1.3）、グループ会社が所在する外国において人権 DD を実施していくにあたり、そのグループ会社と日本に所在する本社のいずれが人権 DD を主導的に進めていくべきか。	人権への負の影響に最も効果的に対応する方法は何かという視点から検討すべきである。 例えば、現地に所在するグループ会社には地理的優位性がある一方で、人的リソース等の視点から、現地のグループ会社のみで効果的な対応を行うことが困難なケースも多い。日本に所在する本社、現地に所在するグループ会社それぞれの状況を勘案し、必要に応じて、本社がグループ会社による人権 DD 実施の支援を行うなど、人権への負の影響に最も効果的に対応するために、本社とグループ会社とがよく情報共有を行い、密接に協力していくことが望ましい。
3.	人権尊重の取組の対象には、「サプライヤー等」（サプライチェーン上の企業及びその他のビジネス上の関係先）（本ガイドライン 1.3）も含まれることであるが、2次取引先以降の、直接の取引関係にはないサプライヤー	企業は、直接の取引関係になくても、①自社が引き起こす負の影響、②自社が助長する負の影響、及び、③自社の事業・製品・サービスと直接関連する負の影響について、防止・軽減すること（③については防止・軽減に努めること）が求められる。したがって、2次取引先以降における①～③の負の影響も全て対象になる。 もっとも、全ての直接・間接の取引先における負の影響について直ちに取組を行うことは困難であることが多く、その場合には、まずは、より深刻度の大きい人権への負の影響から優先して取り組むべきである。優先度の高い負の影響が複数存在する場合には、まず、自社及び直接契約関係にある取引先において、自社が引き起こし又は助長

No.	Q	A
	等における負の影響も、防止・軽減の対象としなければならないのか。どこまでのサプライヤー等を対象としなければならないのか。	している負の影響に優先的に対応することも考えられるが、その場合には、間接的な取引先や自社の事業等と直接関連するのみの負の影響へと対応を広げていく必要がある。 なお、防止・軽減の対象とすべき負の影響は、企業が人権 DD において特定した負の影響だけでなく、例えば、苦情処理メカニズムを通じてステークホルダーから提起された懸念を通じて特定された負の影響も当然含まれる。
4.	なぜ「共に協力して人権尊重に取り組む」（本ガイドライン 2.2.5）ことが重要なのか。企業が負う人権尊重責任について、より人的・経済的リソースのある企業がその経済的負担において実施することを求める趣旨か。	そもそも人権尊重責任は、企業に対して、自社・グループ会社だけでなく、サプライヤー等における負の影響についても対応することを求めるものであり、自社内で対応が完結するものではなく、各企業が協力して共に取り組むことによって初めて人権尊重責任を果たすことができるからである。 具体的な協力の内容・方法については、人権への負の影響に効果的に対応する観点から、どのようなものが望ましいか当事者同士の対話・協議を通じて合意に至ることが期待されている。例えば、企業が相互に経験やリソースを共有することや、より人的・経済的リソースのある企業が、他の企業による人権尊重の取組のためのコストを負担することが考えられる。 ただし、個々の企業が、人権尊重責任を果たすべく取組を実施することが求められていることに留意すべきである。なお、本ガイドライン 2.2.5 のとおり、企業が、製品やサービスを発注するに当たり、その契約上の立場を利用して、取引先に対し一方的に過大な負担を負わせる形で人権尊重の取組を要求した場合には、下請法や独占禁止法に抵触する可能性があることに留意が必要である。
5.	「人権方針の策定に当たっては、まずは、企業が影響を与える可能性のある人権を把握する必要がある」（本ガイドライン 3.1）とあるが、人権方針を策定するためにも、人権 DD を実施する必要があるか。	人権方針の策定に際して人権 DD の実施が求められるわけではない。他方で、人権方針は人権尊重責任を果たすとの経営陣によるコミットメントを示すものであり、企業の人権尊重の取組の基礎となる方針となるものであるから、自社の実情と乖離したものとならないようにする必要がある。具体的には、例えば、自社の事業におけるサプライヤー等とステークホルダーを把握するとともに、自社が影響を与える可能性のある人権を理解しておくことが望ましい。
6.	自社製品・サービスの追跡可能性を確保することが求められているが（本ガイドライン 4.1.1）、追跡可能性が低く	自社の製品・サービスに関与する全てのサプライヤー等を把握することが望ましいものの、一般に、そのサプライヤー等が多いほど、追跡可能性を完全に確保することは容易ではなくなる。追跡可能性が低い場合は、企業が特定し、防止・軽減すべき人権への負の影響を把握できていない可能性があり、追跡可能性が低いこと自体により人権

No.	Q	A
	全てのサプライヤー等を把握することができない場合、どのように対応すべきか。	への負の影響のリスクも大きくなると同時に、企業にとってのリスクにもなり得る。このような場合には、幅広いステークホルダーとの対話や、適切な苦情処理メカニズムの設置・運用を通じて、又は、ステークホルダー等や業界団体と連携しながら、追跡可能性が低いサプライヤー等における人権への負の影響も把握するように努めることが、より一層重要となる。 なお、追跡可能性が低い場合には、なぜサプライヤー等の把握に限界があるのかを対外的に説明することができるようにしておくことが望ましい。
7.	負の影響の特定・評価に必要な「関連情報の収集」（本ガイドライン 4.1.2.3）のための「現地取引先の調査」の例として、現地調査も挙げられているが、常に現地調査を実施する必要があるか。	本ガイドライン 4.1.2.3 のとおり、収集する情報の種類等によって適切な方法は異なり得るが、常に現地調査を実施する必要があるわけではない。もっとも、例えば、工場における労働環境の確認を行うためには、現地に赴かなければ確認しづらいことも多く、現地調査が最も効果的な方法の一つであると考えられる。 他方、現地調査の実施が望ましいと考えられる場合であっても、現実的に実施が困難な場合も考えられ、このような場合には、書面調査や、現地のステークホルダーとのオンラインでの対話等を実施することが考えられる。また、現地調査の実施が現実的に可能な場合であっても、大きな負担を伴うこともあるため、例えば、深刻度が高く優先的に対応すべき負の影響について実施することなども考えられる。また、現地の専門家に、監査の実施や自社による現地訪問時のサポートを依頼することで、現地に赴くことに伴う負担を軽減することも考えられる。ただし、その場合であっても、全てを委ねることは極力避けることが望ましい。
8.	人権尊重の取組は経営リスクの抑制に繋がるとされる一方で、負の影響の防止・軽減（本ガイドライン 4.2）と経営リスクの関係についてどう考えればよいか。	企業は、①自社が引き起こす負の影響、②自社が助長する負の影響、及び、③自社の事業・製品・サービスと直接関連する負の影響について、防止・軽減すること（③については防止・軽減に努めること）が求められるが、このことは、その負の影響に係る経営リスクの大小によって左右されない。そもそも人権尊重の取組は、その結果として経営リスクを低減させ得るものではあるが、その目的は、人権への負の影響を防止・軽減・救済することにあるからである。
9.	自社の事業・製品・サービスに直接関連するのみの負の影響については、自社が引き起こし又は助長する負の影響と異なり、負の影響を防止・軽減する	「直接関連」（Directly linked）のみのケースにおいても、企業には人権尊重責任がある。もっとも、「直接関連」（Directly linked）の場合は、負の影響を引き起こし（Cause）又は助長（Contribute）している場合と異なり、企業の影響力が及ばない範囲において負の影響が発生することもあるため、負の影響の防止・軽減に「努める」べきと

No.	Q	A
	ように「努める」べきとされている（本ガイドライン 4.2）。これは、「直接関連」のケースにおいて、企業は人権尊重責任を負わないという趣旨か。	している。具体的には、影響力を行使し、若しくは、影響力がない場合には影響力を確保・強化し、又は、支援を行うことにより、その負の影響を防止・軽減するように努めるべきである。
10.	取引停止は最後の手段として検討される（本ガイドライン 4.2.1.3）とのであるが、例えばサプライヤーにおいて深刻な人権への負の影響が確認された場合、（レピュテーション・リスクなど）経営リスクの増大を防止するためにそのサプライヤーとの取引を停止するべきか。	人権尊重の取組は、経営リスクの低減を目的とするものではなく、あくまでも、人権への負の影響を防止・軽減することを目的とするものである。したがって、経営リスクの増大を抑制するために取引停止を行うことは、人権尊重の取組における基本的な考え方に合致しない。ただし、深刻な経営リスクは、人権への負の影響も増大させる可能性があるなど、取引停止が人権尊重に資するケースもある。 直ちに取引を停止すると、自社と人権への負の影響との関連性はなくなるものの、その負の影響自体はなくなり、注視の目が届きにくくなったり、取引停止に伴い相手企業の経営状況が悪化して従業員の雇用が失われる可能性があったりするなど、人権への負の影響がさらに深刻になる可能性もあることに留意する必要がある。
11.	「人権侵害の主張に直面した場合、中でも負の影響を受けるステークホルダーから懸念を表明された場合は特に、その企業が講じた措置を説明することができることは不可欠」とされているが（本ガイドライン 4.4）、自社が人権侵害をしているとの懸念の表明があればすべからず措置を講ずることが必要か。	ステークホルダーから人権侵害の主張があった場合には、特に慎重に負の影響の防止・軽減を検討すべきであるが、その慎重な検討の結果、客観的に見てそもそも人権侵害の主張に合理的な根拠がないと判断される場合は、何らの対応も行わないことも肯定される。ただし、このような場合でも、どのような情報や判断過程に基づいて、合理的な根拠がないと判断したのかについて、説明できることが重要である。
12.	説明・情報開示に当たって様々な方法が例示されているが（本ガイドライン 4.4.2）、より望ましい方法はあるか。	情報の受け手、特に負の影響を受けたステークホルダーに到達しやすい方法であることが大切であり、企業に対して、一律に特定の説明方法を求めるものではない。情報の受け手が入手しやすい方法を検討するに当たっては、物

No.	Q	A
		理的なアクセスの容易さだけでなく、理解しやすく、かつ、意図された受け手の人々が確実に情報を知り、有効に利用できるようなタイミング、書式、言語、場所などの要素を考慮することが求められる。
13.	自社の事業・製品・サービスが負の影響と直接関連しているのみの場合には、企業には救済を実施する責任はないとされているが（本ガイドライン 5）、そのような場合と、自社が負の影響を助長している場合とはどのように区別して判断したらよいか。	「助長」、「直接関連」のどちらに該当するかは、(1)他の企業に負の影響を引き起こさせた程度、又は、他の企業が負の影響を引き起こすことを促進し若しくは動機付けた程度（負の影響への寄与の大小）、(2)負の影響又はその可能性について知り得たか、知るべきであったかどうかの程度（予見可能性の度合い）、(3)負の影響を軽減し又はその発生リスクを減少させたかどうかの度合い、などの要素を総合的に考慮して判断する。 もっとも、実際には、「助長」又は「直接関連」のいずれのケースに該当するかの区別が困難な場合も多く、そのような場合には、「直接関連」が「助長」に発展することなどもあるため、人権尊重責任の趣旨が人権への負の影響の防止・軽減にあることを踏まえ、「助長」として捉え、負の影響を防止・軽減するとともに、救済を提供することが望ましい。 なお、企業と人権への負の影響の関係性は、変わり得るものであり、「直接関連」が「助長」に発展する可能性があることにも留意が必要である。
14.	「個人や集団」が苦情処理メカニズムを通じて負の影響について懸念を提起すると記載されているが（本ガイドライン 5.1）、苦情処理メカニズムの利用者の範囲はどのようにすべきか。	苦情処理メカニズムの利用者は、自社の従業員等に限られるべきではなく、自社によって負の影響を受け得るステークホルダーを対象とすべきである。したがって、取引先の従業員・労働組合や、事業活動によって影響を受ける地域住民等も含まれる。なお、国連指導原則に則り、国際的に認められた人権に係る負の影響について申立を受けることができる制度とすべきである。
15.	国家による救済の仕組みも記載されているが（本ガイドライン 5.2）、この仕組みを活用すれば、企業として苦情処理メカニズムは用意しなくても良いのか。	国家による救済の仕組みは、人権への負の影響を受けたステークホルダーのための救済へのアクセスを確保する手段の一つではあるが、国家による救済の仕組みが全てのケースにおいて常に有効というわけでもない。したがって、企業は、国家による救済の仕組みが存在する場合であっても、負の影響を受けたステークホルダーが苦情処理メカニズムを利用できるようにすることが求められる。負の影響を受けたステークホルダーにとって、アクセス可能な救済の仕組みの選択肢があることが重要である。

海外法制の概要

目次

はじめに.....	1
<u>1. ドイツ</u>	2
<u>2. 英国</u>	4
<u>3. フランス</u>	6
<u>4. オランダ</u>	8
<u>5. EU</u>	10
<u>6. 米国</u>	13
(1) <u>1930 年関税法第 307 条</u>	13
(2) <u>ウイグル強制労働防止法</u>	14
別表 1.....	16
別表 2.....	17
(3) <u>2010 年カリフォルニア州サプライチェーン透明法</u>	23
<u>7. オーストラリア</u>	25

はじめに

人権に関連する企業向けの海外法制は様々であるが、主な法制には大きく以下の類型があると考えられる。

- (a) 自社事業及びサプライチェーン等におけるリスク対応等に関する開示又は監督官庁への報告を企業に義務付ける法制（例：英国、オーストラリア、米国カリフォルニア州）
- (b) 人権デュー・ディリジェンスの実施及び開示を企業に義務付ける法制（例：EU（案）⁸⁷、フランス、ドイツ、オランダ）
- (c) 強制労働により製造等された製品に対する輸入規制（例：米国、カナダ⁸⁸）

各法制の適用対象とならなくても、適用対象となる企業と直接・間接に取引のある日本企業は、例えば、以下のような影響を受ける可能性がある。

- ・ 適用対象企業による調査の対象となる。
- ・ 上記調査で適用対象企業に対して提供・開示した情報が公表される（(a)又は(b)の場合）。
- ・ 契約において人権関連の誓約事項の遵守又は表明保証を求められる。
- ・ 適用対象企業が日本企業の取組が十分でない又はリスクがあると判断した場合、取引を停止されるリスクが生じ得る。
- ・ 日本企業が直接に、又は他の事業者を介して輸出する製品に強制労働により製造等された製品が含まれている場合（部品等の形で製品の一部として含まれている場合も含む）、輸入が禁止される（(c)の場合）。

本書においては、ドイツ、英国、フランス、オランダ、EU、米国、オーストラリアにおける各法制について、以下のとおり概説する。

⁸⁷ 2022年2月23日、欧州委員会（European Commission）により指令案が公表された。今後欧州議会（European Parliament）及びEU理事会（The Council of the European Union）による承認を経て「指令」として成立した場合には、各加盟国が指令に従い国内法を整備する予定。

⁸⁸ 本書では詳細を割愛しているが、カナダにも、強制労働により製造等された製品を対象とする輸入規制が存在する。具体的には、同国の関税定率法136条が一定の品目の輸入を禁止しているところ、2020年7月、かかる品目に、全体又は一部が強制労働によって採掘、製造又は生産された物品が追加された。

1. ドイツ

項目	内容
① 法令名	サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法 Act on Corporate Due Diligence in Supply Chains
② 概要	一定規模以上の在独企業に対し、国内外の自社のサプライチェーンにおける人権及び人権に影響を及ぼす環境課題に関するデュー・ディリジェンスの実施及びその内容等の開示を義務付ける。
③ 施行状況	2021年制定、2021年7月23日より一部施行、2023年1月1日より全面施行。
④ 対象企業	地理的基準：本店、主要な事業所又は登録事務所がドイツにある会社。 規模基準（従業員数）：従業員数に応じて適用対象が段階的に拡大される。 ・ 従業員3,000名以上の会社：2023年1月1日より適用対象。 ・ 従業員1,000名以上の会社：2024年1月1日より適用対象。
⑤ 対象となる人権侵害	ILO 中核的労働基準を構成する基本8条約、国際人権規約、人権侵害につながる環境課題に関する条約（水俣条約、ストックホルム条約、バーゼル条約）に記載されている人権及び人権に影響を及ぼす環境リスクを対象として規定している。具体例は以下のとおり。 児童労働、強制労働、奴隷、長時間労働、労働安全衛生関連の義務の不履行、労働基本権（団結権、団体交渉権、団体行動権・争議権）の制限、差別・不平等取扱い、最低賃金未満での搾取、人権の侵害につながる土壌汚染、水質汚染及び大気汚染等の環境汚染、不法な土地、森林及び水資源の没収、暴力等を伴う過剰警備
⑥ 義務内容	(a) リスク管理体制の構築 (b) 人権及び環境に関するリスク管理をモニタリングする責任者の明確化 (c) 定期的な人権及び環境侵害リスクの分析 (d) 人権尊重及び環境保護に関する基本方針の策定 (e) 企業と直接サプライヤーにおける人権及び環境侵害の発生予防措置の策定及び実行 (f) 人権及び環境侵害の是正措置の策定及び実行 (g) 苦情処理手続の策定及び実行 (h) 間接サプライヤーのリスクに関するデュー・ディリジェンス実施義務の履行 ⁸⁹ (i) 上記各義務の履行に関する開示、報告書の作成及び監督官庁への提出 ⁹⁰
⑦ 制裁	1. 課徴金 企業が故意又は過失によりデュー・ディリジェンス義務に違反した場合、その義務違反の内容及び個別の状況に応じて、以下のとおり年間売上高に応じた課徴金が課され得る。なお、

⁸⁹ 間接サプライヤーについては、直接サプライヤーの場合と異なり、常にデュー・ディリジェンス実施の義務を負うわけではなく、人権侵害又は環境問題に関する違反について裏付けのある具体的な情報がある場合にデュー・ディリジェンス実施の義務を負うことになる。

⁹⁰ 提出先は連邦経済輸出管理庁（BAFA）。

項目	内容
	当該年間売上高には国内外の親会社や子会社を含めたグループ会社⁹¹の売上高も算入され得る点に注意が必要である。 (1) 原則、80 万ユーロ以下の課徴金（法人の場合、800 万ユーロ以下の課徴金⁹²） (2) 一定の義務に違反した企業の直近 3 年間のグローバルでの平均年間売上高が 4 億ユーロを超えている場合には、当該グローバルでの平均年間売上高の 2%以下の課徴金 2. 公共調達の入札手続からの除外 デュー・ディリジェンス義務違反の内容が重大で、一定金額を超える課徴金を課された企業は、公共調達の入札手続から最長 3 年以下の期間除外する行政処分の対象になり得る⁹³。
⑧ 当局作成資料	- 連邦労働社会省（BMAS）による情報提供 https://www.csr-in-deutschland.de/EN/Business-Human-Rights/Supply-Chain-Act/supply-chain-act.html - 連邦労働社会省（BMAS）公表の Q&A https://www.csr-in-deutschland.de/EN/Business-Human-Rights/Supply-Chain-Act/FAQ/faq.html - 連邦経済・輸出管理庁（BAFA）公表のガイドライン https://www.bafa.de/SharedDocs/Downloads/DE/Lieferketten/handreichung_risikoanalyse.pdf?blob=publicationFile&v=3
⑨ 参考和訳	https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/01/17af75c69077073f/20220009.pdf

⁹¹ 課徴金算定にあたっての売上高には、ビジネス上「一つの経済ユニット」として活動するグループの国内外全体の売上高が考慮されるため、親会社や子会社を含むグループ会社全体の売上高が考慮されることになる。

⁹² サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第 24 条 2 項、秩序違反法（Administrative Offences Act）第 30 条（https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_owig/englisch_owig.html#p0156） サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法上の課徴金は原則として 80 万ユーロ以下とされているが、秩序違反法第 30 条 2 項の規定により、法人に対する課徴金の上限は 10 倍（800 万ユーロ）となる。

⁹³ 課徴金の金額の閾値は違反の深刻度によって異なる（サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第 22 条）。

2. 英国

項目	内容
① 法令名	2015年現代奴隷法 Modern Slavery Act 2015
② 概要	事業年度毎に自身の事業及びサプライチェーンにおいて奴隷や人身取引の根絶のために実施した対策についての声明（文書）の開示を義務付ける。
③ 施行状況	2015年施行
④ 対象企業	設立地・所在地や業種にかかわらず、(a)英国において事業の全て又は一部を行っており、(b)商品やサービスを提供している商業組織（営利団体、公共事業を目的とした組織を含む）のうち、(c)年間の売上高が3,600万ポンド以上 ⁹⁴ の組織 ⁹⁵
⑤ 対象となる人権侵害	奴隷と人身取引。奴隷には、奴隷及び隷属、強制労働が含まれるとされているところ、それぞれの定義は下記のとおりである。 ・ 奴隷及び隷属：奴隷とは、他者によって所有権が行使されているかのように自由を奪われた人の状態又は地位のことをいう（1926年奴隷条約）。隷属とは、強制力を用いてサービスを提供する義務を課されている状態であり、「奴隷」として他人の財産で生活することを強いられる状態や、そうした強制力の下に置かれている状態を変えることが不可能である状態が含まれる。 ・ 強制労働：直接的な暴力による脅し又はより捉えにくい形により強制される労働のことをいう（ILO 強制労働条約）。何らかの罰の脅しの下で、自発的に申し出たものではない仕事又はサービスが強要されていることが、強制労働かどうかを判断するための重要な要素となる。 ・ 人身取引：他人が搾取されることを意図して、当該他人の移動を手配又は促進することをいう。
⑥ 義務内容	適用対象となる組織は、事業年度毎 ⁹⁶ に自身の事業及びサプライチェーンにおいて奴隷や人身取引の根絶のために実施した対策についての声明の開示が義務付けられる。声明の具体的

⁹⁴ 年間の売上高は、①当該企業の売上高と②当該企業の従属企業の売上高を合算して算出される（英国で営業していない子会社を含むが、親会社の売上高は含まれない。）。なお、ここでの売上高とは、全世界の年間売上高から取引値引（trade discounts）や各種税金を控除した金額をいう（実務ガイダンス第3章）。

⁹⁵ なお、基準を満たさず適用対象外の企業についても、現代奴隷法上求められる対策を自主的にとることが推奨されている（実務ガイダンス第3章 3.14）。

⁹⁶ 現行法では、事業年度毎の声明が求められているが、期限については定められていない。この点、改正後（改正法案が公表されているが、改正の有無・時期は現時点では未定）は、報告対象期間は4月1日～3月31日に統一され、9月30日が報告期限とされることが見込まれている。

項目	内容
	な内容は各組織の裁量に委ねられるが、以下の項目を開示することが推奨⁹⁷されている。当該声明には、取締役会又はそれに相当する会議体による承認と、取締役又はそれに相当する者の署名が必要となる。また、声明は、政府が提供するレジストリに登録することが可能である⁹⁸。 (a) 組織の構造、事業及びサプライチェーンの概要 (b) 自社の奴隷及び人身取引に関する方針 (c) 自社の事業及びサプライチェーンにおける奴隷及び人身取引に関するデュー・ディリジェンスのプロセス (d) 自社の事業及びサプライチェーンにおける奴隷及び人身取引に関するリスク、並びに当該リスクを評価・管理するために行った措置の内容 (e) 自社が適切と考える指標に照らした、自身の事業及びサプライチェーンにおいて奴隷及び人身取引が発生していないことを確保するための措置の有効性 (f) 奴隷及び人身取引に関する従業員研修の実施状況 なお、法令上は、上記の措置等を実施していない場合には、その旨を開示することも許容されている。
⑦ 制裁	義務懈怠により開示を行わなかった場合、高等法院がその開示を企業に求める強制執行命令を発し、従わない場合には法廷侮辱罪として上限の定めのない罰金の対象となる可能性がある。
⑧ 当局作成資料	英国政府による実務ガイダンス https://www.gov.uk/government/publications/transparency-in-supply-chains-a-practical-guide/transparency-in-supply-chains-a-practical-guide
⑨ 参考和訳	https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/01/aa1e8728dcd42836/20210026.pdf

⁹⁷ 2020 年 9 月に公表された改正方針に基づいて本法が改正された場合には、これらの開示項目が（推奨ではなく）義務となるとされている。

⁹⁸ 英国政府による現代奴隷声明レジストリ “Modern slavery statement registry”
<https://modern-slavery-statement-registry.service.gov.uk/>

3. フランス

項目	内容
① 法令名	親会社及び発注会社の注意義務に関する 2017 年 3 月 27 日法律 2017-399 号（注意義務法） Law no. 2017-399 of March 27, 2017 relating to the duty of vigilance of parent companies and ordering companies
② 概要	サプライチェーンにおける人権及び環境に関するデュー・ディリジェンスについて定めており、対象企業に対して、(a)注意義務に関する計画の策定、(b)当該計画の効果的实施、(c)当該計画とその実施状況の開示を義務付ける。当該計画においては、企業の活動から生じる人権等に対するリスクを特定し、これらに対する重大な侵害を防止するための合理的措置を含んでいなければならない（後記⑥「義務内容」参照）。
③ 施行状況	2017 年制定、同年より施行 ⁹⁹
④ 対象企業	(a) フランスに所在する企業であって、会計年度の終了時に 2 年連続で従業員 5,000 人以上（フランス国内に所在する直接若しくは間接の子会社の従業員と合算）を雇用するもの又は (b) フランスに所在する企業であって、会計年度の終了時に 2 年連続で従業員 1 万人以上（フランス国内外に所在する直接若しくは間接の子会社の従業員と合算）を雇用するもの ただし、上記(a)又は(b)の要件を満たす子会社は、その支配会社 ¹⁰⁰ が、当該支配会社及びその全ての子会社の活動に関し注意義務に関する計画を策定・実施している場合は、本法による義務を果たしているものとみなされる。 フランス国外に所在する企業の場合、フランス国内の子会社及びその直接又は間接の子会社の従業員数が上記(a)又は(b)の要件を満たしている場合に限って、当該フランス国内の子会社が本法の適用対象となり、フランス国外に所在する企業は適用対象外となる。
⑤ 対象となる人権侵害	具体的な人権の類型は明記されていないが、注意義務に関する計画には、「人権、基本的自由、人々の健康及び安全並びに環境」に対するリスクを特定し、これらによる重大な侵害を防止するための合理的措置を記載することとされている。
⑥ 義務内容	1. 注意義務に関する計画の策定及び効果的实施 注意義務に関する計画は、企業 ¹⁰¹ の活動から生じる、人権及び基本的自由、人々の健康及び安全並びに環境に対するリスクを特定し、これらに対する重大な侵害を防止するための合理的措置を含んでいなければならない。当該計画に以下の点を盛り込むこととされている。 (a) リスクの特定、分析、優先順位付けを目的としたリスクマップの作成

⁹⁹ 施行に関しては、一部の例外を除き、注意義務法の公布後最初の事業年度から注意義務に関する計画の作成と当該計画の実施・開示に係る義務が適用される旨が定められている（注意義務法第 4 条）。

¹⁰⁰ 「支配」の意義は、商法典 L233-3 の規定による。会社が、他の会社の総会（株主総会、社員総会）の議決権の過半数を有している場合や、その有する議決権により事実上他の会社の総会における決定を行うことができる場合等がこれに当たる。

¹⁰¹ 当該企業のみならず、当該企業が直接又は間接に支配する企業、及び当該企業と継続して商取引関係にある下請け業者又はサプライヤーの活動がその取引関係に関するものであるときは当該下請け企業又はサプライヤーの活動をも対象とする。

項目	内容
	(b) 子会社や継続して商取引関係が維持されている下請け業者又はサプライヤーの事業内容を定期的に評価するための手順 (c) リスクの軽減又は重大な侵害を防ぐための適切な措置 (d) 当該企業の代表的な労働組合と協議して確立されたリスクの存在又は顕在化に関する警告発信や報告徴収の制度 (e) 実施された措置のモニタリングと有効性を評価するためのシステム 2. 年次報告書における注意義務に関する計画及び実施状況の開示
⑦ 制裁	現時点で刑事罰、行政罰又は行政処分に係る規定は定められていない ¹⁰² が、民事上のエンフォーメントとして、損害賠償及び裁判所による履行命令の請求について定められており、一定の場合に、人権団体や環境団体等が提訴の主体となることも許容している。
⑧ 当局作成資料	経済一般評議会（CGE）「親会社及び発注会社の注意義務に関する 2017 年 3 月 27 日法律 2017-399 号の施行に関する評価報告書」 https://www.vie-publique.fr/sites/default/files/rapport/pdf/273894_0.pdf（仏語のみ） https://www.economie.gouv.fr/files/files/directions_services/cge/Duty-of-Vigilance.pdf?v=1620744564（英語の要約版） 国民議会憲法・立法・共和国一般行政委員会「事実調査報告書」（仏語のみ） https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion_lois/l15b5124_rapport-information.pdf
⑨ 参考和訳	https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/01/9cb61dd611a50c96/20210028.pdf

¹⁰² 法律案が下院で可決された時点では違反行為に対する 1,000 万ユーロから 3,000 万ユーロまでの民事上の罰金を定める罰則規定があったが、2017 年 3 月憲法院が同法の違反及び罰則の定義が明確でなく憲法違反と判断し、当該罰則規定が削除された (<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000034290632/>)。

4. オランダ

項目	内容
① 法令名	児童労働デュー・ディリジェンス法 Child Labour Due Diligence Act／Wet Zorgplicht Kinderarbeid
② 概要	児童労働を防止するために適切なサプライチェーン上のデュー・ディリジェンスの実施を義務付けるとともに、実施したことを示す表明文書の提出を義務付ける。
③ 施行状況	2019 年公布、施行の時期は未定
④ 対象企業	1. オランダを拠点とし、オランダ市場に製品又はサービスを提供する全ての企業 2. オランダに拠点がなくても 1 年に 2 回以上オランダ市場に製品又はサービスを提供する企業
⑤ 対象となる人権侵害	1999 年の最悪の形態の児童労働条約（第 182 号）、1973 年の最低年齢条約（第 138 号）が規定する児童労働を対象としている。 児童労働とは、以下のいずれかに該当するものを指す。 (a) 18 歳に満たない者による、1999 年の最悪の形態の児童労働条約第 3 条に定められた最悪の形態の労働に含まれる労働 (b) 1973 年の最低年齢条約の締約国内で行われたものについては、同条約により当該国内で禁じられている全ての形態の労働 (c) 1973 年の最低年齢条約の締約国外で行われたものについては、(i)義務教育課程にある者又は 15 歳に満たない者によって行われる全ての形態の労働、(ii)18 歳に達していない者によって行われる労働であって、その性質又は条件が、青少年の健康、安全又は道徳心を害するおそれがある労働。ただし、(i)(ii)のいずれについても、1973 年の最低年齢条約第 7 条 1 項に定められた軽微な労働で、13 歳以上の者が週 14 時間を超えない範囲で行う労働は含まれない。
⑥ 義務内容	1. サプライチェーン全体について児童労働に関するデュー・ディリジェンスを行う旨の表明文書の提出 2. 合理的に知ることができ、かつ、利用可能な情報に基づく、自社が供給する製品又はサービスが児童労働を用いて生産されているとの「合理的な疑い」があるかどうかに係る調査 3. 合理的な疑いが認められる場合には、児童労働を防止するための行動計画の作成・実行 103
⑦ 制裁	監督当局が指導を行い、当該指導に従わない企業は、以下の行政罰の対象となり得る ¹⁰⁴ 。 (a) 表明文書の提出義務違反：最高 4,500 ユーロ、又はそれでは不十分と認められる場合、最高 9,000 ユーロ (b) デュー・ディリジェンスの不実施、行動計画の作成義務違反、デュー・ディリ

¹⁰³ 当該調査及び行動計画については、ILO 及び IOE による企業向け児童労働手引ツールを遵守する形で別途の要件が定められることが予定されている。

¹⁰⁴ 罰金の額は、オランダ刑法第 23 条で規定される分類が引用される形になっており、定期的に改定される。

項目	内容
	ジェンスや行動計画に関するその他の要件の違反：最高 90 万ユーロ、又はそれでは不十分と認められる場合、前会計年度の売上高の 10% 上記行政罰を受けた時から 5 年以内に当該企業による同じ違反行為が行われ、かつ、当該違反が同じ役員の命令等に基づく場合には、経済犯罪法に基づき、当該役員に対して 2 年以下の懲役や最高 2 万 2500 ユーロの行政罰の対象になる可能性がある。
⑧ 当局作成資料	規制当局が未定のため該当なし
⑨ 参考和訳	該当なし

5. EU

項目	内容
① 法令名	コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令案 ¹⁰⁵ Corporate Sustainability Due Diligence Directive (proposal)
② 概要	自社、子会社及び確立したビジネス関係 ¹⁰⁶ を築いているバリューチェーン ¹⁰⁷ における人権及び環境のリスクに対するデュー・ディリジェンスの実施及びその内容等の開示を義務付ける ¹⁰⁸ 。
③ 施行状況	未施行（2022年2月23日指令案公表。今後、欧州議会、EU理事会での審議、採択を経て指令となる可能性がある。指令として成立するまでの過程で内容が変更になる可能性もある。）
④ 対象企業	- EU域内の企業（EU加盟国の法律に基づいて設立された企業）¹⁰⁹ 次のいずれかに該当する企業 第一グループ： 従業員500名超かつ全世界純売上高1.5億ユーロ超の企業 第二グループ： 従業員250名超かつ全世界純売上高0.4億ユーロ超の企業で、全世界純売上高の50%以上が高インパクトセクターとして定義されるセクター（高インパクトセクター）¹¹⁰で生じている企業 - EU域外の企業（EU加盟国以外の法律に基づいて設立された企業）¹¹¹ 次のいずれかに該当する企業 第一グループ：

¹⁰⁵ Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 (COM/2022/71 final)（以下「指令案」という）

https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/1_1_183885_prop_dir_susta_en.pdf

¹⁰⁶ 「確立したビジネス関係」（established business relationship）とは、直接的か間接的かを問わず、その強度や持続性から見て、持続的である、又は持続的であると予想される、バリューチェーンのごく一部又は単に付随的な部分ではないビジネス関係をいう（指令案第3条(f)）。

¹⁰⁷ 「バリューチェーン」とは、企業による商品の生産又はサービスの提供に関連する活動をいい、商品又はサービスの開発、商品の使用と廃棄、及び企業の川上及び川下における確立したビジネス関係に関連する活動を含む（指令案第3条(g)、前文18項）。

¹⁰⁸ 厳密には、指令は各加盟国を名宛人とし、これらに国内法の制定を義務付けるものであるが、本書では、企業を名宛人とした内容に読み替えて解説する。

¹⁰⁹ 指令案第2条1項。第一グループに属する企業を義務者とする法律は、指令発効後2年以内に、第二グループに属する企業を義務者とする法律は、指令発効後4年以内に適用することが各加盟国に義務付けられている（指令案第30条1項(a)及び(b)）。

¹¹⁰ 高インパクトセクターには、繊維皮革系、農林水産業系、金属系が挙げられている。具体的には、(i)生地、皮革及び関連製品（履物を含む）の製造業及び生地、衣類及び履物の卸売業、(ii)農業、林業、水産業（養殖業を含む）食品製造業、農業用原材料、動物、木材、食品、飲料の卸売業、並びに(iii)採掘場所を問わず、鉱物資源の採掘業（原油、天然ガス、石炭、亜炭、金属及び金属鉱石、その他すべての非金属鉱物及び採石製品を含む）、基礎金属製造業、その他の非金属鉱物製品及び加工金属製品（機械及び装置を除く）の製造業、鉱物資源、基礎及び中間鉱物製品（金属及び金属鉱石、建設資材、燃料、化学品及びその他の中間製品を含む）の卸売業が高インパクトセクターとして挙げられている（指令案第2条1項）。

¹¹¹ 指令案第2条2項。第一グループに属する企業を義務者とする法律は、指令発効後2年以内に、第二グループに属する企業を義務者とする法律は、指令発効後4年以内に適用することが各加盟国に義務付けられている（指令案第30条1項(a)及び(b)）。

項目	内容
	EU 域内での純売上高 1.5 億ユーロ超の企業 第二グループ： EU 域内での純売上高 0.4 億ユーロ超の企業で、全世界純売上高の 50%以上が高インパクトセクターの売上げである企業
⑤ 対象となる人権侵害	対象は、自社、子会社及び確立したビジネス関係を築いているバリューチェーン上の企業における人権及び環境のリスク。具体例は以下のとおり。 土地から得られる天然資源を処分する権利及び生存手段を奪われない権利の侵害、生命及び安全に対する権利の侵害、拷問等の禁止違反、自由と安全に対する権利の侵害、プライバシー等への不当な介入禁止違反、思想・良心・信教の自由への介入禁止違反、公正かつ良好な労働条件を享受する権利の侵害、労働者が適切な住居に住む権利の侵害、子どもの権利侵害、児童労働禁止違反、強制労働禁止違反、奴隷禁止違反、人身売買禁止違反、集会・結社の自由違反、雇用における平等取扱違反、最低賃金違反、土壌・水・空気等についての環境悪化禁止違反、土地・森林・水の不法な接收等の禁止違反、先住民の権利侵害、及びその他の権利侵害
⑥ 義務内容	適用対象となる企業は、自社、子会社及び確立したビジネス関係を築いているバリューチェーンにおける人権・環境に関するデュー・ディリジェンスの履行及びそれに関連する義務を負う。具体的には、以下のとおり。 (a) デュー・ディリジェンスに関する基本方針の策定 (b) 人権及び環境に関する実在する又は潜在的な負の影響の特定 (c) 潜在的な負の影響の防止措置 (d) 実際の負の影響に対する是正・停止措置 (e) 苦情処理手続の策定及び実行 (f) デュー・ディリジェンスの方針及び各措置の有効性についてのモニタリング (g) 自社ウェブサイト上で年次報告書を開示することによる、デュー・ディリジェンスの取組等についての公表 ¹¹² (h) 適用対象となる EU 域内の企業の取締役が善管注意義務を果たすに当たって、持続可能性に関する課題を考慮し、デュー・ディリジェンスに関する企業行動を実行し監督する責任を負い、実際の又は潜在的な負の影響を考慮に入れる企業戦略を採用するように、段階的に対応すること ¹¹³

¹¹² Directive 2013/34/EU の対象となっていない企業のみ。

¹¹³ 指令案第 25 条 1 項において、指令案第 2 条 1 項に該当する EU 域内の企業の取締役は、会社の最善の利益のために行動する義務を果たす際に、人権、気候変動及び環境上の影響を含む持続可能性に関する課題に及ぼす自己の決定の結果を、短期、中期及び長期的に考慮しなければならない旨が定められている。また、同第 26 条 1 項において、同第 2 条 1 項に該当する EU 域内の企業の取締役は、ステークホルダー及び市民社会団体からのインプットを適切に考慮して、デュー・ディリジェンスに関する企業行動を実行し監督する責任を負い、取締役会にこれを報告する義務を負う旨が定められ、同条 2 項において、同取締役は、実際の又は潜在的な負の影響を考慮に入れる企業戦略を採用するように、段階的に対応する義務を負う旨が定められている。

項目	内容
	また、EU の域内外を問わず第一グループに属する企業は、パリ協定に基づいた「1.5 度目標」 ¹¹⁴ を達成するための計画を採択することが求められる。
⑦ 制裁／民事責任	・ 各加盟国が制裁規定を整備することを想定。金銭的制裁が課される場合は、制裁金の額は会社の売上高に基づくものとされる。 ・ 企業が、指令案第 7 条「潜在的な負の影響の防止」又は同第 8 条「実際の負の影響の停止」で定める義務に違反し、それにより、適切なデュー・ディリジェンスの実施により特定、予防、軽減又は回避できたであろう負の影響が発生して損害を生じさせた場合、企業は当該損害を賠償する責任を負う。
⑧ 当局作成資料	EU はウェブサイト上で指令案の概要を説明している。 https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/doing-business-eu/corporate-sustainability-due-diligence_en
⑨ 参考和訳	該当なし

¹¹⁴ 世界の気温上昇を産業革命前から 1.5 度に抑えるという目標。2021 年の国連気候変動枠組条約（COP26）でパリ協定を見直す形で合意された。

6. 米国

(1) 1930 年関税法第 307 条

項目	内容
① 法令名	1930 年関税法第 307 条（合衆国法典 19 編 Chapter 4 §1307） The Tariff Act of 1930 (United States Code, Title 19, Chapter 4 §1307)
② 概要	米国外で強制労働、児童労働等により全て又は一部が採掘、生産又は製造された産品（以下「強制労働産品」という）の輸入を禁止する。
③ 施行状況	1930 年施行 ¹¹⁵
④ 対象企業	米国に輸入される全ての産品に適用される。法令上、対象企業に限定はない。
⑤ 対象となる人権侵害	懲罰的制裁の下で行われる囚人労働、強制労働及び年季奉公労働 ¹¹⁶ 。 「強制労働」は「ある者が不履行に対する罰則の脅威の下で強要され、かつその労働者が自発的に提供しない一切の仕事又はサービスと定義される。また、「強制労働及び年季奉公労働」は強制された又は年季奉公の児童労働を含む。
⑥ 義務内容	強制労働産品の米国への輸入が禁止されている。
⑦ 制裁	米国税関国境保護局（Customs and Border Protection: CBP）局長が、輸入される貨物が強制労働産品であると合理的に示されていると認めた場合、貨物引渡保留命令（Withhold Release Orders: WRO）が発せられ、当該貨物の税関における引渡しが保留される。その上で、輸入日から 3 ヶ月以内に、当該産品が米国外に輸出（積戻し）されず、又は WRO に対する異議申立が認められなかった場合は、税関長が輸入者に対してその旨を通知し、通知から 60 日以内に米国外に輸出又は不服申立がされない場合、当該産品は放棄されたものとみなされて破棄される。 CBP による調査の結果、CBP が当該貨物を強制労働産品であると決定した場合、当該認定（findings）は官報等で公表され、この時点で CBP が保留している当該産品は、強制労働によって生産されていないことの立証がなされない限り、1930 年関税法第 307 条に基づき輸入が禁止される ¹¹⁷ 。輸入が禁止された産品は、異議申立が認められなかった場合又は異議申立が期限までに提出されなかった場合、差し押さえられ、没収手続が開始される。
⑧ 当局作成資料	・ CBP による 1930 年米国関税法第 307 条に関する解説ウェブサイト：制度の基本的な仕組みや、FAQ が掲載されている。 https://www.cbp.gov/trade/forced-labor ・ CBP による「WRO と認定（Findings）のリスト（Withhold Release Orders and

¹¹⁵ 関税法第 307 条には、強制労働関連産品に対応する種別の物品の米国内での採掘、生産又は製造量が、米国内での需要に満たない場合には適用されないという例外規定が含まれていたが、2016 年 2 月に制定された貿易円滑化・貿易執行法（Trade Facilitation and Trade Enforcement Act of 2015）第 910 条によって、当該例外条項は削除された。

¹¹⁶ 米国税関国境保護局は、年季奉公労働（Indentured labor）について、契約に従って行われる仕事又はサービス（work or service）であり、罰則や手続きによりその仕事又は奉仕が強制されるものと定義している（<https://www.cbp.gov/trade/forced-labor>）。

¹¹⁷ 関税法上、詐欺、重大な過失又は過失によって、重要な点で誤った又は欠落した情報を提供することにより米国に産品を輸入しようとした者は民事制裁金の対象になる（合衆国法典 19 編 Chapter 4 §1592）。

項目	内容
	Findings List) 」：1930 年米国関税法第 307 条に基づいて発出された WRO や強制労働産品認定のリストである。 https://www.cbp.gov/trade/forced-labor/withhold-release-orders-and-findings
⑨ 参考和訳	該当なし

(2) ウイグル強制労働防止法

項目	内容
① 法令名	中華人民共和国新疆ウイグル自治区で強制労働によって作られた産品が米国市場に入らないようにすること、及びその他の目的のための法律（以下「ウイグル強制労働防止法」又は「UFLPA」という） An Act To ensure that goods made with forced labor in the Xinjiang Uyghur Autonomous Region of the People's Republic of China do not enter the United States market, and for other purposes (Pub.L.117-78)
② 概要	中国の新疆ウイグル自治区で全て又は一部が採掘、生産又は製造された産品（以下「新疆ウイグル自治区産品」という）の米国への輸入を、原則として禁止する法律 ¹¹⁸ 。 全ての新疆ウイグル自治区産品は、原則として、関税法第 307 条が輸入を禁止する強制労働産品であると推定され、米国への輸入が禁止される。ただし、以下の要件をいずれも充足した場合には、例外的に、対象産品の米国への輸入が認められる。 (a) 輸入者が、(i)UFLPA 戦略（下記参照）に含まれる輸入者向けガイダンスを完全に順守するとともに、(ii)対象産品が強制労働によって製造されていないことを確認するための CBP 長官からの質問に完全かつ実質的に回答していること (b) 対象産品の全部又は一部が強制労働により製造等されていないことが、「明白で説得的な証拠」（clear and convincing evidence）により示されていること また、以下のいずれかとして米国政府により特定された者（以下「UFLPA エンティティリスト対象者」という） ¹¹⁹ が生産した製品（以下新疆ウイグル自治区産品とあわせて「新疆ウイグル自治区関連産品」という）も、同様に原則として関税法第 307 条が輸入を禁止する強制労働産品であると推定され、輸入が禁止される。UFLPA エンティティリスト対象者は、強制労働タスクフォース ¹²⁰ が 2022 年 6 月 17 日に公表した「中華人民共和国における強制労働に

¹¹⁸ なお、本法は新疆ウイグル自治区における強制労働の問題に対処するための外交戦略の作成や、新疆ウイグル自治区における人権侵害に関する制裁の強化も内容としているが、本項目では、輸入規制に関する部分を扱う。

¹¹⁹ 強制労働タスクフォースにより特定される（ウイグル強制労働防止法第 3 条(a)及び第 2 条(d)(2)(B)）。

¹²⁰ 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）実施法第 741 条(Section 741 of the United States Mexico-Canada Agreement Implementation Act (19 U.S.C. 4681))に基づき設置された機関。

項目	内容
	よって採掘、生産、又は製造された物品の輸入を防止するための戦略」¹²¹（以下「UFLPA 戦略」という）22 頁－25 頁において特定されている。UFLPA エンティティリスト対象者については別表 1 を参照。 (a) 新疆ウイグル自治区において強制労働により全部又は一部の製品を生産している事業者 (b) 新疆ウイグル自治区政府と協力して強制労働者や迫害されている人種グループを新疆ウイグル自治区から募集・移送・収容等する事業者 (c) 上記(a)又は(b)の事業者によって製造された製品を中国から米国に輸出した事業者 (d) 下記(i)又は(ii)から材料を調達する事業者 (i) 新疆ウイグル自治区 (ii) 貧困軽減プログラム、ペアリング支援プログラム、又は、強制労働を利用するその他の政府のプログラムのために新疆ウイグル自治区政府又は新疆生産建設兵団（Xinjiang Production and Construction Corps）と協力する事業者
③ 施行状況	2021 年 12 月 23 日制定。ただし、上記(ii)の推定規定については、2022 年 6 月 21 日より適用開始
④ 対象企業	法令上、対象企業に限定はない。
⑤ 対象となる人権侵害	新疆ウイグル自治区に関する強制労働。
⑥ 義務内容	新疆ウイグル自治区関連製品の米国への輸入が原則として禁止されている。
⑦ 制裁	CBP は、ウイグル強制労働防止法に基づき、輸入禁止の推定に服する貨物について、拘留、排除、押収等の施行措置を取る ¹²² 。
⑧ 当局作成資料	なお、本法に関連するガイダンスとして、UFLPA 戦略及び CBP が 2022 年 6 月 13 日に公表した「輸入者向けの運用ガイダンス」¹²³（以下「CBP ガイダンス」という）が存在する。 その他に、現時点で発出されている新疆ウイグル自治区における人権侵害に関する当局作成資料には以下が存在する。

¹²¹ ウイグル強制防止法の執行のための戦略を示した資料であり、米国国土安全保障省ウェブサイト<<https://www.dhs.gov/uflpa-strategy>>より入手可能である。(a)中華人民共和国における強制労働によって採掘、生産、又は製造された物品を輸入するリスクの評価、(b)強制労働のスキームの評価と説明及び UFLPA エンティティリスト等、(c)物品の正確な識別と追跡のための努力、取組、ツール、技術に関する提言、(d)CBP が関税法第 307 条に違反する物品の持ち込みを防止するための法的権限及び手段をどのように強化するかについての記述、(e)強制労働によって製造された商品が米国港に持ち込まれないようにするために必要な追加資源の説明、(f)輸入者に対するガイダンス、及び(g)適切な非政府組織及び民間セクターと調整し、協力する計画を含んでいる。

¹²² CBP が 2022 年 6 月 13 日に発表した「輸入者向けの運用ガイダンス」7 頁以下。

¹²³ CBP による輸入者向けのガイダンスであり、CBP ウェブサイト<<https://www.cbp.gov/document/guidance/uflpa-operational-guidance-importers>>より入手可能である。(a)輸入手続及び UFLPA の執行、(b)輸入禁止に係る反証可能な推定に対する例外の申請、(c)輸入者のサプライチェーン・デュー・ディリジェンスに利用し得る参考資料やツール、(d)CBP が輸入者に対して要求する可能性のある情報の種類と性質の 4 項目について説明している。

項目	内容
	- Xinjiang Supply Chain Business Advisory 「中国の新疆ウイグル自治区で強制労働やその他の人権侵害に従事する事業体や個人に関する企業のリスクと考慮事項 (Risks and Considerations for Businesses and Individuals with Exposure to Entities Engaged in Forced Labor and other Human Rights Abuses linked to Xinjiang, China) 」¹²⁴ (2020 年 7 月発出、2021 年 7 月改訂) - CBP 「Xinjiang Uyghur Autonomous Region WRO Frequently Asked Questions」¹²⁵ 参考：米国労働省は、国際スタンダードに違反して児童労働又は強制労働によって製造されたと考える理由のある製品及びその原産国のリストを公開している¹²⁶。同リストには、別表 2 のとおり、2021 年 6 月 23 日時点の情報として、156 製品・77 か国が掲載されている。
⑨ 参考和訳	ウイグル強制労働防止法に関しては、該当なし。 ただし、以下の書類に関してはジェトロ発行の暫定仮訳が存在する。 - UFLPA 戦略： https://www.jetro.go.jp/world/reports/2022/01/03b41b9b8644e519.html - CBP ガイダンス： https://www.jetro.go.jp/world/reports/2022/01/3c9bf03ec2b7dd3a.html

別表 1¹²⁷

第 2 条(d)(2)(B)(i)	新疆ウイグル自治区において強制労働により産品を生産している事業者	Baoding LYSZD Trade and Business Co., Ltd.
		Changji Esquel Textile Co. Ltd. (及び 1 つの別称：Changji Yida Textile)
		Hetian Haolin Hair Accessories Co. Ltd. (及び 2 つの別称：Hotan Haolin Hair Accessories 及び Hollin Hair Accessories)
		Hetian Taida Apparel Co., Ltd (及び 1 つの別称：Hetian TEDA Garment)
		Hoshine Silicon Industry (Shanshan) Co., Ltd (及び 1 つの別称：Hesheng Silicon Industry (Shanshan) Co.) 並びにその子会社
		Xinjiang Daqo New Energy, Co. Ltd (及び 3 つの別称：Xinjiang Great New Energy Co., Ltd., Xinjiang Daxin Energy Co., Ltd. 及び Xinjiang Daqin Energy Co., Ltd.)
		Xinjiang East Hope Nonferrous Metals Co. Ltd. (及び 1 つの別称：Xinjiang Nonferrous)
		Xinjiang GCL New Energy Material Technology, Co. Ltd (及び 1

¹²⁴ Xinjiang Supply Chain Business Advisory “Risks and Considerations for Businesses and Individuals with Exposure to Entities Engaged in Forced Labor and other Human Rights Abuses linked to Xinjiang, China” (2021) <<https://www.dhs.gov/sites/default/files/publications/xinjiang-business-advisory-13july2021-1.pdf>>.

¹²⁵ CBP, “Xinjiang Uyghur Autonomous Region WRO Frequently Asked Questions”<<https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/forced-labor/xinjiang-uyghur-autonomous-region-wro-frequently-asked-questions>>.

¹²⁶ <https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-goods>

¹²⁷ 原文は、<<https://www.dhs.gov/uflpa-entity-list>>より参照できる。

		つの別称：Xinjiang GCL New Energy Materials Technology Co.) Xinjiang Junggar Cotton and Linen Co., Ltd. Xinjiang Production and Construction Corps（及び3つの別称：XPCC, Xinjiang Corps 及び Bingtuan）並びにその傘下事業者及び関連事業者
第2条(d)(2)(B)(ii)	新疆ウイグル自治区政府と協力して強制労働者や迫害されている人種グループを新疆ウイグル自治区から受け入れている事業者	Aksu Huaifu Textiles Co.（及び2つの別称：Akesu Huaifu and Aksu Huaifu Dyed Melange Yarn） Hefei Bitland Information Technology Co., Ltd.（及び3つの別称：Anhui Hefei Baolongda Information Technology, Hefei Baolongda Information Technology Co., Ltd 及び Hefei Bitland Optoelectronic Technology Co., Ltd.） Hefei Meiling Co. Ltd.（及び1つの別称：Hefei Meiling Group Holdings Limited） KTK Group（及び3つの別称：Jiangsu Jinchuang Group, Jiangsu Jinchuang Holding Group 及び KTK Holding） Lop County Hair Product Industrial Park Lop County Meixin Hair Products Co., Ltd. Nanjing Synergy Textiles Co., Ltd.（及び2つの別称：Nanjing Xinyi Cotton Textile Printing and Dyeing 及び Nanjing Xinyi Cotton Textile） No. 4 Vocation Skills Education Training Center (VSETC) Tanyuan Technology Co. Ltd.（及び5つの別称：Carbon Yuan Technology, Changzhou Carbon Yuan Technology Development, Carbon Element Technology, Jiangsu Carbon Element Technology 及び Tanyuan Technology Development） Xinjiang Production and Construction Corps (XPCC)並びにその傘下事業者及び関連事業者
第2条(d)(2)(B)(iv)	上記事業者によって製造された製品を中国から米国に輸出している事業者	(i)及び(ii)で特定された事業者は、製造業者と輸出業者の両方の役割を果たす可能性があるとしてされている。なお、現時点では、同(iv)のみに該当する追加の事業者は特定されていない。
第2条(d)(2)(B)(v)	新疆ウイグル自治区から、又は、貧困軽減プログラム、ペアリング支援プログラム、若しくは、強制労働を利用するその他の政府のプログラムのために新疆ウイグル自治区政府若しくは新疆生産建設兵団（Xinjiang Production and Construction Corps）と協力する事業者から材料を調達する事業者	Baoding LYSZD Trade and Business Co., Ltd. Hefei Bitland Information Technology Co. Ltd. Hetian Haolin Hair Accessories Co. Ltd. Hetian Taida Apparel Co., Ltd. Hoshine Silicon Industry (Shanshan) Co., Ltd.及びその子会社 Xinjiang Junggar Cotton and Linen Co., Ltd. Lop County Hair Product Industrial Park Lop County Meixin Hair Products Co., Ltd. No. 4 Vocation Skills Education Training Center (VSETC) Xinjiang Production and Construction Corps (XPCC)並びにその傘下事業者及び関連事業者 Yili Zhuowan Garment Manufacturing Co., Ltd.

別表2

産品	強制労働	児童労働
アルコール飲料	—	カンボジア

イチゴ	－	アルゼンチン
エビ	ミャンマー、タイ	バングラデシュ、カンボジア、タイ
エメラルド	－	コロンビア
オリーブ	－	アルゼンチン
お香（線香）	－	インド
カート（植物）	－	エチオピア
カート（し好科植物）	－	ケニア
カーペット	インド、ネパール、パキスタン	イラン、アフガニスタン、インド、ネパール、パキスタン
カカオ	コートジボワール、ナイジェリア	ブラジル、カメルーン、コートジボワール、ガーナ、ギニア、ナイジェリア、シエラレオネ
カシューナッツ	－	ブラジル、ベトナム、ギニア
ガラス	－	バングラデシュ
ガラス製バングル	－	インド、パキスタン
キャッサバ	－	ブラジル、パラグアイ、カンボジア、ナイジェリア
キャベツ	－	パラグアイ
きゅうり	－	メキシコ
クミン	－	トルコ
クリスマスデコレーション	中国	－
ケシ	－	メキシコ、アフガニスタン
コーン	ボリビア	ボリビア、ブラジル、グアテマラ、パラグアイ、フィリピン
コカ（し好科植物）	コロンビア	コロンビア、ペルー
ココナッツ	－	フィリピン
コバルト鉱石	－	コンゴ民主共和国
ごま	ミャンマー	パラグアイ
ゴム	ミャンマー	ミャンマー、カンボジア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、リベリア
ゴム手袋	マレーシア	－
サイザル麻	－	ブラジル、ケニア、タンザニア
サッカーボール	－	インド
サツマイモ	－	パラグアイ
サトウキビ	ボリビア、ブラジル、ドミニカ共和国、パキスタン、ミャンマー	ベリーズ、ボリビア、ブラジル、コロンビア、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、インド、ミャンマー、カンボジア、フィリピン、タイ、ベトナム、ケニア、ウガンダ、ジンバブエ
サファイア	－	マダガスカル
ジャガイモ	－	レバノン
シルク生地	－	インド

セメント	北朝鮮	－
ダイヤモンド	アンゴラ、シエラレオネ	アンゴラ、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、ギニア、リベリア、シエラレオネ
タバコ	マラウイ	アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、ニカラグア、レバノン、カンボジア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、キルギス、ケニア、マラウイ、モザンビーク、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ
タマネギ	－	メキシコ、パラグアイ
タルタン鉱石（コルタン）	コンゴ民主共和国	コンゴ民主共和国
タングステン鉱石（鉄マンガン重石）	コンゴ民主共和国	コンゴ民主共和国
タンザナイト（鉱物）	－	タンザニア
チーク	ミャンマー	ミャンマー
チョウジ	－	タンザニア
ティラピア（魚）	ガーナ	ガーナ
テンサイ	－	トルコ
トマト	メキシコ	アルゼンチン、ドミニカ共和国、メキシコ、パラグアイ
トマト製品	中国	－
トロナ（鉱物）	－	ニジェール
ナイルパーチ（魚）	－	タンザニア
ニンニク	－	アルゼンチン
パイナップル	－	ブラジル
バナナ	－	ベリーズ、ブラジル、エクアドル、ニカラグア、フィリピン
バニラ	－	マダガスカル、ウガンダ
ピーナッツ	ボリビア	パラグアイ、トルコ
ピーマン	－	パラグアイ
ビディ（手巻きタバコ）	－	バングラデシュ、インド
ひまわり	ミャンマー	－
ファッションアクセサリ	－	フィリピン
ブラジルナッツ／栗	ボリビア、ペルー	ボリビア
フルーツ（ナシ状果及び核果）	－	コロンビア
ブルーベリー	－	アルゼンチン
ブロッコリー	－	グアテマラ
ヘアケア製品	中国	－
ヘーゼルナッツ	－	トルコ
ポルノ	ロシア	コロンビア、メキシコ、パラグアイ、フィリピン、タイ、ウクライナ、ロシア

マッチ	－	バングラデシュ、インド
マテ茶	－	アルゼンチン、パラグアイ
メロン	－	ホンデュラス、メキシコ、パナマ、パラグアイ
ヤシ	ミャンマー	－
レタス	－	パラグアイ
レンガ	アフガニスタン、インド、ネパール、パキスタン、ミャンマー、カンボジア、中国、北朝鮮、ロシア	アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、エクアドル、パラグアイ、ペルー、エジプト、イラン、バングラデシュ、アフガニスタン、インド、ネパール、パキスタン、ミャンマー、カンボジア、中国、ベトナム、ウガンダ
レンガ（粘土）	－	コロンビア
ロブスター	－	ホンデュラス
乾魚	バングラデシュ	バングラデシュ
亜鉛	－	ボリビア
人参	－	パラグアイ
唐辛子	メキシコ	メキシコ
塩	ミャンマー	バングラデシュ、アフガニスタン、ミャンマー、カンボジア、ニジェール
宝石	－	インド、ザンビア
家具	－	ベトナム、トルコ
家具（鋼）	－	バングラデシュ
小麦	パキスタン	－
手術器具	－	パキスタン
手袋	中国	－
木材	ブラジル、ペルー、北朝鮮、ロシア	カンボジア、ベトナム
木炭	ブラジル	ブラジル、ウガンダ
柑橘系フルーツ	－	ベリーズ、トルコ
油（パーム油）	インドネシア、マレーシア	インドネシア、マレーシア、シエラレオネ
焼菓子、ベーカリー	－	ドミニカ共和国、エルサルバドル
牛	ボリビア、ブラジル、パラグアイ、南スーダン、ニジェール	ブラジル、コスタリカ、エルサルバドル、メキシコ、パラグアイ、エチオピア、レソト王国、南スーダン、ウガンダ、ザンビア、チャド、モーリタニア
牛・牛肉	－	カンボジア、エスワティニ
牛肉	－	ブラジル
玩具	中国	中国
コーヒー	ブラジル、コートジボワール	ブラジル、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンデュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、ベトナム、ケニア、タンザニア、ウガンダ、コートジボワール、ギニア、シエラレオネ

琥珀	－	ウクライナ
皮	－	バングラデシュ、パキスタン、ベトナム
革製品	－	メキシコ
革製品・アクセサリー	－	インド
真鍮製品	－	インド
石	インド、ネパール	インド、ネパール、マダガスカル、ウガンダ、ザンビア
石（石灰岩）	－	パラグアイ、エジプト
石（軽石）	－	ニカラグア
石炭	パキスタン、中国、北朝鮮	コロンビア、アフガニスタン、パキスタン、モンゴル、ウクライナ
石膏（鈹物）	－	ニジェール
石鹼	－	バングラデシュ
砂	－	ケニア、ウガンダ、ナイジェリア
砂利（粉碎された石）	ナイジェリア	グアテマラ、ニカラグア、ナイジェリア
砂岩	インド	インド
穀物	－	エルサルバドル
竹	ミャンマー	ミャンマー
米	インド、ミャンマー、マリ	ブラジル、ドミニカ共和国、インド、ミャンマー、フィリピン、ベトナム、ケニア、ウガンダ、マリ
糸	中国	インド
紅茶	－	ベトナム、ケニア、マラウイ、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ
絹糸	－	インド
絹繭	ウズベキスタン	－
綿	パキスタン、中国、カザフスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベナン、ブルキナファソ	アルゼンチン、ブラジル、エジプト、インド、中国、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルコ、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、ザンビア、ベナン、ブルキナファソ、マリ
綿実	インド	インド
織物	中国、北朝鮮	バングラデシュ、カンボジア、中国、ベトナム
織物（コウマ）	－	バングラデシュ
織物（手縫い）	エチオピア	エチオピア
羊	－	ブラジル、パラグアイ
翡翠	ミャンマー	ミャンマー
肉	－	カンボジア
胡椒	－	ベトナム
花	－	エクアドル
花崗岩	ナイジェリア	ブルキナファソ、ナイジェリア、シエラレオネ

花崗岩（粉碎された）	－	ベナン
花火	中国	エルサルバドル、グアテマラ、ペルー、インド、中国、フィリピン
茄子	－	メキシコ
葡萄	－	アルゼンチン、コロンビア
螢石（鉱物）	－	モンゴル
衣服	アルゼンチン、ブラジル、インド、中国、マレーシア、タイ、ベトナム	アルゼンチン、メキシコ、バングラデシュ、インド、ミャンマー、タイ、ベトナム、トルコ
装飾された繊維製品	インド、ネパール	インド、ネパール
豆	－	パラグアイ
豆（インゲン豆）	－	メキシコ
豆（インゲン豆、大豆、さやいんげん）	ミャンマー	ミャンマー
豆類（マメ科）	－	トルコ
豚	－	ブラジル、パラグアイ、フィリピン
貝	－	エルサルバドル、ニカラグア
造花	中国	－
金	ペルー、ベネズエラ、北朝鮮、ブルキナファソ、コンゴ民主共和国	ボリビア、コロンビア、エクアドル、ニカラグア、ペルー、スリナム、インドネシア、モンゴル、フィリピン、スーダン、エチオピア、ケニア、タンザニア、ウガンダ、ブルキナファソ、コンゴ民主共和国、ガーナ、ギニア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル
釘	中国	－
哲	北朝鮮	－
銀	－	ボリビア
銅	－	コンゴ民主共和国
錠前	－	インド
スズ	－	ボリビア、インドネシア
錫鉱石（錫石）	コンゴ民主共和国	コンゴ民主共和国
陶器	－	ブラジル
雲母	－	インド、マダガスカル
電化製品	中国、マレーシア	中国
靴	中国	ブラジル、バングラデシュ、インド、ベトナム、トルコ
靴（サンダル）	－	インドネシア
食用鶏肉	－	ブラジル、パラグアイ、バングラデシュ
魚	中国、インドネシア、タイ、台湾、ガーナ	ブラジル、パラグアイ、ペルー、イエメン、カンボジア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ケニア、ウガンダ、ガーナ

(3) 2010 年カリフォルニア州サプライチェーン透明法¹²⁸

項目	内容
① 法令名	2010 年カリフォルニア州サプライチェーン透明法 The California Transparency in Supply Chains Act of 2010
② 概要	カリフォルニア州で事業を行う一定規模以上の製造業者又は小売業者に対し、製品のサプライチェーンにおける人身取引及び奴隷労働に関するリスクへの対処等についての開示を義務付けている。
③ 施行状況	2010 年制定、2012 年 1 月 1 日施行。
④ 対象企業	対象企業は、以下の要件を全て満たす企業である。 (a) 製造業者又は小売業者であること (b) カリフォルニア州で事業を行っていること (c) 世界での年間総受取額が 1 億米ドル超であること
⑤ 対象となる人権侵害	サプライチェーン上の人身取引及び奴隷労働に関するリスク
⑥ 義務内容	対象企業は以下の事項について開示が義務付けられている。 (a) 検証：人身取引及び奴隷労働のリスクを評価及び対処するために、製品のサプライチェーンの検証を行っているか。検証にあたり第三者機関を使用していない場合、その旨を開示する。 (b) 監査：サプライチェーンにおける人身取引及び奴隷労働に関する企業の基準の遵守状況の評価するために、サプライヤーを監査しているかどうか。監査が独立し、抜き打ちで行われたものでない場合、その旨を開示する。 (c) 認証：直接のサプライヤーに対して、供給に含まれる原材料が、当該サプライヤーが事業を行う国における奴隷労働及び人身取引に関する法令に準拠していることを証明するよう求めているか。 (d) 社内アカウンタビリティ：従業員又は請負業者が奴隷労働及び人身取引に関する企業の基準を遵守していない場合に適用されるアカウンタビリティに関する基準及び手続を社内で行っているか。 (e) トレーニング：サプライチェーン管理に直接の責任を持つ従業員と経営陣に対して、特に製品サプライチェーンにおけるリスクの低減方法に関し、奴隷労働と人身取引についてのトレーニングを行っているかどうか。
⑦ 制裁	カリフォルニア州司法長官は違反行為に対して差止命令を得るための訴訟を提起する排他的権限を有する。違反に対する罰則や罰金は定められていない。
⑧ 当局作成資料	・ カリフォルニア州司法省が公開している 2010 年カリフォルニア州サプライチェーン透明法に関するリソースガイド

¹²⁸ 2010 年カリフォルニア州サプライチェーン透明法に関しては、ジェトロ海外調査部ロサンゼルス事務所『カリフォルニア州サプライチェーン透明法の概要』<[https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/01/e386703c87743757/20210027.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/e386703c87743757/20210027.pdf)>を参照した。

項目	内容
	https://oag.ca.gov/sites/all/files/agweb/pdfs/sb657/resource-guide.pdf カリフォルニア州司法省が公開している FAQ https://oag.ca.gov/SB657/faqs
⑨ 参考和訳	ジェトロ海外調査部ロサンゼルス事務所『カリフォルニア州サプライチェーン透明法の概要』（2021年8月）7頁以下 <https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/01/e386703c87743757/20210027.pdf>

7. オーストラリア

項目	内容
① 法令名	豪州 2018 年現代奴隷法
② 概要	オーストラリアに拠点を置く事業体又はオーストラリアにおいて事業を行っている事業体であって、1 億豪ドルを超える年間連結収益 ¹²⁹ を有する事業体に対して、その運営及びサプライチェーンにおける現代奴隷のリスク、並びに当該リスクに対応する措置について年 1 回の監督官庁（連邦内務省）に対する報告を義務付けるもの ¹³⁰ 。
③ 施行状況	2019 年 1 月 1 日施行。
④ 対象企業	地理的基準：豪州に拠点を置く事業体又は豪州において事業を行っている事業体 規模基準（連結収益）：年間の連結収益が 1 億豪ドル以上の事業体 注：上記に当てはまらない場合も、任意での監督官庁に対する報告が可能である旨規定されている
⑤ 対象となる人権侵害	人身売買、奴隷制、隷属、強制婚、強制労働、役身折酬 ¹³¹ 、労働やサービス提供のための欺瞞的雇用 ¹³² 、最悪の形態の児童労働 ¹³³
⑥ 義務内容	報告対象事業体の会計年度終了から 6 ヶ月以内に、以下の要件を満たす Modern Slavery Statement の提出 ・ 報告対象事業体を特定するものであること ・ 報告対象事業体の構造、運営及びサプライチェーンについて説明するものであること ・ 報告対象事業体及びそれが所有又は支配する事業体について、運営及びサプライチェーンにおける現代奴隷行為に係るリスクを説明するものであること ・ 報告対象事業体及びそれが所有又は支配する事業体が当該リスクを評価し、これに対応するために講じている措置¹³⁴（デュー・ディリジェンス及び改善プロセスを含む。）を説明するものであること ・ 報告対象事業体が当該措置の有効性をどのように評価しているかについて説明するもの

¹²⁹ 年間収益は、オーストラリア国内で事業を行う企業などの連結収益。Australian Accounting Standards に基づく連結収益とはその会社及びその会社が支配権を有する会社（子会社など）の収益を合わせたものであり、親会社及び兄弟会社の収益は含まない。

¹³⁰ 連邦法の他に、ニューサウスウェールズ州法として制定されたニューサウスウェールズ州現代奴隷法（2022 年施行）があるが、施行の際に連邦法との不一致を解消するため、州法に基づく独自の報告義務や罰金といった可決時点で同州法に含まれていた内容は撤廃された。現在、同州法はニューサウスウェールズ州政府機関に適用され、NSW Anti-slavery Commissioner を整備し、その Commissioner へ情報提供を行った内部通報者を保護する役割を果たすため、日本企業への影響は限りなく少ない。

¹³¹ 役身折酬とは、借金返済のために労働を強いられることを指す。低賃金での過酷な労働、衣食住のための返済額増加、逃亡に対する制裁等を伴うことがある。

¹³² 虚偽を用いる等して現代奴隷法に抵触する労働に従事させることを隠して雇用すること。

¹³³ 最悪の形態の児童労働とは、児童に対する奴隷や類似する行為、児童による危険な作業を指す。

¹³⁴ 措置の例としては、事業体の現代奴隷行為に係るリスクに対処するためのプロセスや事業体の戦略の策定や現代奴隷行為に関わる従業員への教育も含む。

項目	内容
	であること - 次の者との協議のプロセスについて説明するものであること (a) 報告対象事業体が所有又は支配する事業体 (b) 第 14 条に基づく報告書（共同現代奴隷報告書¹³⁵）に記載される報告対象事業体の場合、当該報告書（共同現代奴隷報告書）を提出する事業体 - 報告対象事業体又は報告書を提出する事業体が関連すると考えるその他の情報を含むこと
⑦ 制裁	大臣による報告対象事業体への是正措置の実行命令、及びその実行命令に従わなかった際の報告対象事業体の情報の公表
⑧ 当局作成資料	連邦内務省（Australian Border Force）による報告書公表プラットフォーム https://modernslaveryregister.gov.au/ 連邦内務省（Australian Border Force）による関連リソースプラットフォーム https://modernslaveryregister.gov.au/resources/ 豪州連邦政府による 2020-2021 年度報告書 https://www.homeaffairs.gov.au/criminal-justice/files/commonwealth-modern-slavery-statement-20-21.pdf
⑨ 参考和訳	ジェトロにより 2021 年 8 月に公表済み https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/fdca4b3c98012046/20210030.pdf

¹³⁵ 事業体が、1 以上の報告対象事業体（自らの事業体を含むこともできる。）について、その報告対象事業体の報告対象期間に関して記載した現代奴隷報告書のことをいう。